

所得税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

(定義)

第一条 この省令において、「国内」、「国外」、「居住者」、「非居住者」、「内国法人」、「外国法人」、「人格のない社団等」、「法人課税信託」、「恒久的施設」、「公社債」、「預貯金」、「合同運用信託」、「貸付信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「オープン型の証券投資信託」、「公社債投資信託」、「公社債等運用投資信託」、「公募公社債等運用投資信託」、「特定目的信託」、「特定受益証券発行信託」、「棚卸資産」、「有価証券」、「固定資産」、「減価償却資産」、「繰延資産」、「各種所得」、「各種所得の金額」、「変動所得」、「臨時所得」、「純損失の金額」、「雑損失の金額」、「災害」、「障害者」、「特別障害者」、「寡婦」、「ひとり親」、「勤労学生」、「同一生計配偶者」、「控除対象配偶者」、「源泉控除対象配偶者」、「老人控除対象配偶者」、「扶養親族」、「控除対象扶養親族」、「特定扶養親族」、「老人扶養親族」、「源泉控除対象親族」、「特別農業所得者」、「予定納税額」、「確定申告書」、「修正申告書」、「青色申告書」、「出国」、「更正」、「決定」又は「源泉徴収」とは、それぞれ所得税法（昭和四十年法律第三十三号。以下「法」という。）第二条第一項（定義）に規定する国内、国外、居住者、非居住者、内国法人、外国法人、人格のない社団等、法人課税信託、恒久的施設、公社債、預貯金、合同運用信託、貸付信託、投資信託、証券投資信託、オープン型の証券投資信託、公社債投資信託、公社債等運用投資信託、公募公社債等運用投資信託、特定目的信託、特定受益証券発行信託、棚卸資産、有価証券、固定資産、減価償却資産、繰延資産、各種所得、各種所得の金額、変動所得、臨時所得、純損失の金額、雑損失の金額、災害、障害者、特別障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生、同一生計配偶者、控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、老人控除対象配偶者、扶養親族、控除対象扶養親族、特定扶養親族、老人扶養親族、源泉控除対象親族、特別農業所得者、予定納税額、確定申告書、修正申告書、青色申告書、出国、更正、決定又は源泉徴収をいう。

2 この省令において、「不動産所得」、「事業所得」、「山林所得」、「

改正前

(定義)

第一条 この省令において、「国内」、「国外」、「居住者」、「非居住者」、「内国法人」、「外国法人」、「人格のない社団等」、「法人課税信託」、「恒久的施設」、「公社債」、「預貯金」、「合同運用信託」、「貸付信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「オープン型の証券投資信託」、「公社債投資信託」、「公社債等運用投資信託」、「公募公社債等運用投資信託」、「特定目的信託」、「特定受益証券発行信託」、「棚卸資産」、「有価証券」、「固定資産」、「減価償却資産」、「繰延資産」、「各種所得」、「各種所得の金額」、「変動所得」、「臨時所得」、「純損失の金額」、「雑損失の金額」、「災害」、「障害者」、「特別障害者」、「寡婦」、「ひとり親」、「勤労学生」、「同一生計配偶者」、「控除対象配偶者」、「源泉控除対象配偶者」、「老人控除対象配偶者」、「扶養親族」、「控除対象扶養親族」、「特定扶養親族」、「老人扶養親族」、「源泉控除対象親族」、「特別農業所得者」、「予定納税額」、「確定申告書」、「修正申告書」、「青色申告書」、「出国」、「更正」、「決定」又は「源泉徴収」とは、それぞれ所得税法（昭和四十年法律第三十三号。以下「法」という。）第二条第一項（定義）に規定する国内、国外、居住者、非居住者、内国法人、外国法人、人格のない社団等、法人課税信託、恒久的施設、公社債、預貯金、合同運用信託、貸付信託、投資信託、証券投資信託、オープン型の証券投資信託、公社債投資信託、公社債等運用投資信託、公募公社債等運用投資信託、特定目的信託、特定受益証券発行信託、棚卸資産、有価証券、固定資産、減価償却資産、各種所得、各種所得の金額、変動所得、臨時所得、純損失の金額、雑損失の金額、災害、障害者、特別障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生、同一生計配偶者、控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、老人控除対象配偶者、扶養親族、控除対象扶養親族、特定扶養親族、老人扶養親族、特別農業所得者、予定納税額、確定申告書、修正申告書、青色申告書、出国、更正、決定又は源泉徴収をいう。

2 この省令において、「不動産所得」、「事業所得」、「山林所得」、「

譲渡所得」、「不動産所得の金額」、「事業所得の金額」、「山林所得の金額」、「雑所得の金額」、「総所得金額」、「退職所得金額」、「山林所得金額」、「雑損控除」、「医療費控除」、「社会保険料控除」、「小規模企業共済等掛金控除」、「生命保険料控除」、「地震保険料控除」、「寄附金控除」、「障害者控除」、「寡婦控除」、「ひとり親控除」、「勤労学生控除」、「配偶者控除」、「配偶者特別控除」、「扶養控除」、「特定親族特別控除」、「基礎控除」、「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号。以下「令」という。）第一条第二項（定義）に規定する不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額、雑所得の金額、総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除、基礎控除、課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額をいう。

3・4 省略

第一章の二 法人課税信託の受託者等に関する通則

第一条の五 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託の信託資産等（法第六条の二（法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用）に規定する信託資産等をいう。）につき、法第二百二十四条から第二百二十四条の六まで（利子、配当等の受領者の告知等）の規定により告知し、又は告知書に記載するこれらの規定に規定する氏名又は名称、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（これらの規定による告知を受け、又は告知書の提出を受ける者が確認すべき氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を含む。）は、当該受託者の氏名又は名称及び当該法人課税信託の名称、当該受託者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該法人課税

譲渡所得」、「不動産所得の金額」、「事業所得の金額」、「山林所得の金額」、「雑所得の金額」、「総所得金額」、「退職所得金額」、「山林所得金額」、「雑損控除」、「医療費控除」、「社会保険料控除」、「小規模企業共済等掛金控除」、「生命保険料控除」、「地震保険料控除」、「寄附金控除」、「障害者控除」、「寡婦控除」、「ひとり親控除」、「勤労学生控除」、「配偶者控除」、「配偶者特別控除」、「扶養控除」、「基礎控除」、「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号。以下「令」という。）第一条第二項（定義）に規定する不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額、雑所得の金額、総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除、課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額をいう。

3・4 同上

第一章の二 法人課税信託の受託者等に関する通則

第一条の五 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託の信託資産等（法第六条の二（法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用）に規定する信託資産等をいう。）につき、法第二百二十四条から第二百二十四条の六まで（利子、配当等の受領者の告知等）の規定により告知し、又は告知書に記載するこれらの規定に規定する氏名又は名称、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（これらの規定による告知を受け、又は告知書の提出を受ける者が確認すべき氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を含む。）は、当該受託者の氏名又は名称及び当該法人課税信託の名称、当該受託者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該法人課税

信託の信託された営業所（法第六条の三第一号（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する営業所をいう。以下この条において同じ。）の所在地並びに当該受託者の個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、当該受託者の氏名又は名称及び当該法人課税信託の名称並びに当該受託者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該法人課税信託の信託された営業所の所在地。次項において同じ。）とする。

2 省 略

（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）

第七条 省 略

2 省 略

3 法第十条第二項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるいずれかの電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。以下この章において同じ。）とする。

一 次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

イ 署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項（個人番号カード用署名用電子証明書の発行）に規定する署名用電子証明書をいう。ロ及び第六項第一号において同じ。）

ロ イの署名用電子証明書により確認される電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項（定義）に規定する電子署名をいう。第六項第一号において同じ。）が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日及び住所に係るもの

二 カード代替電磁的記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいい、同法第十八条の二第六項（カード代替電磁的記録の発行等）の規定により送信をされたものに限る。以下この号、第六項第二号並びに第八十一条の六第七項第一号ロ及び第二号ロ（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）において同じ。）で、当該カード代替電磁的記録に係る者の氏名、生年月日及び住所に係るもの

4・5 省 略

信託の信託された営業所（法第六条の三第一号（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する営業所をいう。以下この条において同じ。）の所在地並びに当該受託者の個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、当該受託者の氏名又は名称及び当該法人課税信託の名称並びに当該受託者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該法人課税信託の信託された営業所の所在地。次項において同じ。）とする。

2 同 上

（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）

第七条 同 上

2 同 上

3 法第十条第二項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。以下この章において同じ。）又は情報が記録された電磁的記録とする。

一 署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項（個人番号カード用署名用電子証明書の発行）に規定する署名用電子証明書をいう。以下この項及び第六項において同じ。）

二 前号の署名用電子証明書により確認される電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項（定義）に規定する電子署名をいう。第六項において同じ。）が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日及び住所に係るもの

4・5 同 上

6 法第十条第五項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるいずれかの電磁的記録とする。

一 次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

イ 署名用電子証明書

ロ 地方公共団体情報システム機構により電子署名が行われたイの署名用電子証明書に係る者の個人番号及び個人識別事項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第一条第二号（写真の表示等により個人番号提供者を確認できる書類）に規定する個人識別事項をいう。）に係る情報で、同令第三条第一号（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）の規定により内閣総理大臣及び総務大臣が定めるもの

ハ イの署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日、住所及び個人番号に係るもの

二 カード代替電磁的記録で、当該カード代替電磁的記録に係る者の氏名、生年月日、住所及び個人番号に係るもの

7 13 省 略

（金銭の分配のうち出資総額等の減少に伴うものの範囲等）

第十八条 省 略

2 省 略

3 令第六十一条第六項第十一号イ(2)及びロ(2)に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、同号イ(2)又はロ(2)の他の調整対象通算法人の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）の同号に規定する修正帳簿価額（当該他の調整対象通算法人が同条第二項第二号の分割型分割又は同項第三号の株式分配の直前の時において同条第六項第十一号イ(2)又はロ(2)の当該調整対象通算法人の株式を有する場合には、当該株式に係る同号イ(2)及びロ(2)に定める金額をないものとして計算した同号に規定する修正帳簿価額）に相当する金額とする。

（確定所得申告書の記載事項）

第四十七条 法第二百二十条第一項（確定所得申告）に規定する財務省令で定

6 法第十条第五項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録とする。

一 署名用電子証明書

二 地方公共団体情報システム機構により電子署名が行われた前号の署名用電子証明書に係る者の個人番号及び個人識別事項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第一条第二号（写真の表示等により個人番号提供者を確認できる書類）に規定する個人識別事項をいう。）に係る情報で、同令第三条第一号（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）の規定により総務大臣が定めるもの

三 第一号の署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日、住所及び個人番号に係るもの

7 13 同 上

（金銭の分配のうち出資総額等の減少に伴うものの範囲等）

第十八条 同 上

2 同 上

（確定所得申告書の記載事項）

第四十七条 法第二百二十条第一項（確定所得申告）に規定する財務省令で定

める事項は、法第七十四条から第七十七条まで（社会保険料控除等）、第七十九条から第八十四条の二まで（障害者控除等）及び第八十六条（基礎控除）の規定による控除のうち居住者のその年分の所得税に係るこれらの控除の額が同項に規定する給与等に係る法第九十条第二号（年末調整）に規定する給与所得控除後の給与等の金額から控除された同号イからハまでに掲げる金額と同額であるものに係る当該控除の金額、当該控除の金額の計算の基礎並びに第三項第十九号から第二十一号まで及び第二十四号に掲げる事項とする。

2 法第二百十条第一項後段の規定による同項の申告書の記載は、前項に規定する同額である法第七十四条から第七十七条まで、第七十九条から第八十四条の二まで及び第八十六条の規定による控除については、これらの控除の額（これらの控除の額の合計額が同項に規定する給与所得控除後の給与等の金額から控除された法第九十条第二号イからハまでに掲げる金額の合計額と同額である場合にあつては、当該合計額）の記載とする。

3 法第二百十条第一項第八号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 十四 省 略

十五 法第六十六条第二項（工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期）又は第六十七条第一項（小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受けようとする場合には、その旨

十六 二十 省 略

二十一 控除対象扶養親族又は法第八十四条の二第一項（特定親族特別控除）に規定する特定親族（以下この号において「特定親族」という。）の氏名、生年月日、これらの者を有する居住者との続柄及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及びこれらの者を有する居住者との続柄）並びにこれらの者が令第二百六十二条第四項各号列記以外の部分に規定する国外居住扶養親族等である場合には、その旨及び控除対象扶養親族又は特定親族に該当する事実

二十二・二十三 省 略

二十四 租税特別措置法第四十一条の十五の五第一項（年齢二十三歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例）の規定の適用がある場合には、同項に規定する扶養親族の氏名、生年月日、当該扶養親族を

める事項は、法第七十四条から第七十七条まで（社会保険料控除等）、第七十九条から第八十四条の二まで（障害者控除等）及び第八十六条（基礎控除）の規定による控除のうち居住者のその年分の所得税に係るこれらの控除の額が同項に規定する給与等に係る法第九十条第二号（年末調整）に規定する給与所得控除後の給与等の金額から控除された同号イからハまでに掲げる金額と同額であるものに係る当該控除の金額、当該控除の金額の計算の基礎及び第三項第十九号から第二十一号までに掲げる事項とする。

2 法第二百十条第一項後段の規定による同項の申告書の記載は、前項に規定する同額である法第七十四条から第七十七条まで、第七十九条から第八十四条の二まで及び第八十六条の規定による控除については、これらの控除の額（これらの控除の額の合計額が同項に規定する給与所得控除後の給与等の金額から控除された法第九十条第二号イからハまでに掲げる金額の合計額と同額である場合にあつては、当該合計額）の記載とする。

3 同上

一 十四 同上

十五 法第六十五条第一項（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期）、第六十六条第二項（工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期）又は第六十七条第一項（小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受けようとする場合には、その旨

十六 二十 同上

二十一 控除対象扶養親族の氏名、生年月日、当該控除対象扶養親族を有する居住者との続柄及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び当該控除対象扶養親族を有する居住者との続柄）並びにその者が令第二百六十二条第四項に規定する国外居住扶養親族である場合には、その旨及び控除対象扶養親族に該当する事実

二十二・二十三 同上

有する居住者との続柄及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び当該扶養親族を有する居住者との続柄）

二十五 省 略

4 省 略

（確定所得申告書に添付すべき書類等）

第四十七条の二 省 略

2、6 省 略

7 令第二百六十二条第四項第一号イに規定する財務省令で定める書類は、同項各号列記以外の部分に規定する国外居住扶養親族等（以下この項及び次項において「国外居住扶養親族等」という。）に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、当該国外居住扶養親族等が同条第四項の居住者の配偶者以外の親族に該当する旨を証するもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）とする。

一 省 略

二 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（当該国外居住扶養親族等の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。）

8 令第二百六十二条第四項第一号ロに規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類であつて、同項の居住者がその年において国外居住扶養親族等の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行つたことを明らかにするもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）とする。

一 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第二条第三号に規定する金融機関の書類又はその写しで、当該金融機関が行う為替取引によつて当該居住者から当該国外居住扶養親族等に支払をしたことを明らかにするもの

二 クレジットカード等購入あつせん業者の書類又はその写しで、クレジットカード等を当該国外居住扶養親族等が提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたことにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を当該居住者から受領し、又は受領することとなることを明らかにするもの

三 電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、当該電子決済手段等

二十四 同 上

4 同 上

（確定所得申告書に添付すべき書類等）

第四十七条の二 同 上

2、6 同 上

7 令第二百六十二条第四項第一号イに規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する国外居住扶養親族（以下第十項までにおいて「国外居住扶養親族」という。）に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、当該国外居住扶養親族が同条第四項の居住者の配偶者以外の親族に該当する旨を証するもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）とする。

一 同 上

二 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（当該国外居住扶養親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。）

8 令第二百六十二条第四項第一号ロに規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類であつて、同項の居住者がその年において国外居住扶養親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行つたことを明らかにするもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）とする。

一 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第二条第三号に規定する金融機関の書類又はその写しで、当該金融機関が行う為替取引によつて当該居住者から当該国外居住扶養親族に支払をしたことを明らかにするもの

二 クレジットカード等購入あつせん業者の書類又はその写しで、クレジットカード等を当該国外居住扶養親族が提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたことにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を当該居住者から受領し、又は受領することとなることを明らかにするもの

三 電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、当該電子決済手段等

取引業者が当該居住者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によつて当該居住者から当該国外居住扶養親族等に支払をしたことを明らかにするもの（みなし電子決済手段等取引業者の書類又はその写しにあつては、当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決済手段に係るものに限る。）

9 令第二百六十二条第四項第二号ハに規定する財務省令で定める書類は、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した同号に規定する国外居住扶養親族等（以下この項及び次項において「国外居住扶養親族等」という。）に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、当該国外居住扶養親族等が外国における出入国管理及び難民認定法別表第一の四の表（在留資格）の留学の在留資格に相当する資格をもつて当該外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなつた旨を証するもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）とする。

一・二 省 略

10 令第二百六十二条第四項第三号ロに規定する財務省令で定める書類は、第八項に規定する財務省令で定める書類であつて、同条第四項の居住者から国外居住扶養親族等である各人へのその年における第八項に規定する支払の金額の合計額が三十八万円以上であることを明らかにするものとする。

11・12 省 略

13 法第二百二十条第四項第二号に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等（令第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等をいう。）に係る電磁的記録印刷書面（令第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。）とする。

一・七 省 略

八 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は法第二百二十条第四項第二号に規定する国民健康保険団体連合会の前各号に掲げる書類に記載すべき事項が記載された書類

14 法第二百二十条第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 確定申告書に小規模企業共済等掛金控除に関する事項を記載する場合
合 当該申告書に記載した令第二百六十二条第一項第三号に規定する

取引業者が当該居住者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によつて当該居住者から当該国外居住扶養親族に支払をしたことを明らかにするもの（みなし電子決済手段等取引業者の書類又はその写しにあつては、当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決済手段に係るものに限る。）

9 令第二百六十二条第四項第二号ハに規定する財務省令で定める書類は、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した国外居住扶養親族に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、当該国外居住扶養親族が外国における出入国管理及び難民認定法別表第一の四の表（在留資格）の留学の在留資格に相当する資格をもつて当該外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなつた旨を証するもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）とする。

一・二 同 上

10 令第二百六十二条第四項第三号ロに規定する財務省令で定める書類は、第八項に規定する財務省令で定める書類であつて、同条第四項の居住者から国外居住扶養親族である各人へのその年における第八項に規定する支払の金額の合計額が三十八万円以上であることを明らかにするものとする。

11・12 同 上

13 同 上

一・七 同 上

八 社会保険診療報酬支払基金又は法第二百二十条第四項第二号に規定する国民健康保険団体連合会の前各号に掲げる書類に記載すべき事項が記載された書類

小規模企業共済等掛金の額

ロ 確定申告書に生命保険料控除に関する事項を記載する場合 当該申告書に記載したその控除を受ける金額の計算の基礎となる令第二百六十二条第一項第四号イからホまでに掲げる保険料の金額及び第一項各号に掲げる保険料の区分に応じ同項各号に定める事項

ハ 確定申告書に地震保険料控除に関する事項を記載する場合 当該申告書に記載したその控除を受ける金額の計算の基礎となる令第二百六十二条第一項第五号に規定する地震保険料の金額及び第二項に規定する事項

二 その他参考となるべき事項

15| 前三項の規定は、法第二百二十二条第三項（還付等を受けるための申告）、第二百二十三条第三項（確定損失申告）、第二百五条第四項（年の中途で死亡した場合の確定申告）及び第二百七条第四項（年の中途で出国をする場合の確定申告）において準用する法第二百二十条第四項の規定により確定申告書に添付すべき同項に規定する書類及び同条第六項の規定により確定申告書に添付することができる同項に規定する明細書について、それぞれ準用する。

（事業所得等に係る総収入金額及び必要経費の内訳書）

第四十七条の三 法第二百二十条第八項（確定所得申告）の規定により確定申告書に添付すべき同項の書類は、不動産所得、事業所得若しくは山林所得又は雑所得を生ずべき業務に係る雑所得のそれぞれについて作成するものとし、当該書類には、不動産所得、事業所得若しくは山林所得又は雑所得を生ずべき業務に係る雑所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入される金額を、次の各号に規定する項目の別に区分し当該項目別の金額を記載しなければならない。この場合において、その業種、業態、規模等の状況からみて当該項目により難い項目については、当該項目に準ずる他の項目によることができるものとする。

一・二 省 略

2 前項の規定は、法第二百二十二条第三項（還付等を受けるための申告）、第二百二十三条第三項（確定損失申告）、第二百五条第四項（年の中途で死亡した場合の確定申告）及び第二百七条第四項（年の中途で出国をする場合の確定申告）において準用する法第二百二十条第八項の規定により確

14| 前二項の規定は、法第二百二十二条第三項（還付等を受けるための申告）、第二百二十三条第三項（確定損失申告）、第二百五条第四項（年の中途で死亡した場合の確定申告）及び第二百七条第四項（年の中途で出国をする場合の確定申告）において準用する法第二百二十条第四項の規定により確定申告書に添付すべき同項に規定する書類について、それぞれ準用する。

（事業所得等に係る総収入金額及び必要経費の内訳書）

第四十七条の三 法第二百二十条第六項（確定所得申告）の規定により確定申告書に添付すべき同項の書類は、不動産所得、事業所得若しくは山林所得又は雑所得を生ずべき業務に係る雑所得のそれぞれについて作成するものとし、当該書類には、不動産所得、事業所得若しくは山林所得又は雑所得を生ずべき業務に係る雑所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入される金額を、次の各号に規定する項目の別に区分し当該項目別の金額を記載しなければならない。この場合において、その業種、業態、規模等の状況からみて当該項目により難い項目については、当該項目に準ずる他の項目によることができるものとする。

一・二 同 上

2 前項の規定は、法第二百二十二条第三項（還付等を受けるための申告）、第二百二十三条第三項（確定損失申告）、第二百五条第四項（年の中途で死亡した場合の確定申告）及び第二百七条第四項（年の中途で出国をする場合の確定申告）において準用する法第二百二十条第六項の規定により確

定申告書に添付すべき同項の書類について、それぞれ準用する。

（非永住者であつた期間を有する居住者の確定申告書に添付すべき書類の記載事項）

第四十七条の四 法第百二十条第九項（確定所得申告）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第百二十条第九項の申告書を提出する者の氏名、国籍及び住所又は居所

二 五 省 略

2 前項の規定は、法第百二十二条第三項（還付等を受けるための申告）、第百二十三条第三項（確定損失申告）、第百二十五条第四項（年の中途中で死亡した場合の確定申告）及び第百二十七条第四項（年の中途中で出国をする場合の確定申告）において準用する法第百二十条第九項の規定により確定申告書に添付すべき同項の書類に記載する同項に規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。

（確定損失申告書の記載事項）

第四十八条 法第百二十三条第二項第九号（確定損失申告）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 省 略

四 第四十七条第三項第四号から第十六号まで及び第十九号から第二十四号まで（確定所得申告書の記載事項）に掲げる事項

五 省 略

2 その年において支払を受けるべき法第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等で法第百九十条（年末調整）の規定の適用を受けたものを有する居住者の法第七十四条から第七十七条まで（社会保険料控除等）、第七十九条から第八十四条の二まで（障害者控除等）の規定による控除のうちその年分の所得税に係るこれらの控除の額が当該給与等に係る法第百九十条第二号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から控除された同号イからホまでに掲げる金額と同額であるものに係る第四十七条第三項第九号から第二十一号まで及び第二十四号に掲げる事項については、前項第四号の規定にかかわらず、同項第一号又は第二号に規定する申告書への記載を要しないものとする。

定申告書に添付すべき同項の書類について、それぞれ準用する。

（非永住者であつた期間を有する居住者の確定申告書に添付すべき書類の記載事項）

第四十七条の四 法第百二十条第七項（確定所得申告）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第百二十条第七項の申告書を提出する者の氏名、国籍及び住所又は居所

二 五 同 上

2 前項の規定は、法第百二十二条第三項（還付等を受けるための申告）、第百二十三条第三項（確定損失申告）、第百二十五条第四項（年の中途中で死亡した場合の確定申告）及び第百二十七条第四項（年の中途中で出国をする場合の確定申告）において準用する法第百二十条第七項の規定により確定申告書に添付すべき同項の書類に記載する同項に規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。

（確定損失申告書の記載事項）

第四十八条 同 上

一 三 同 上

四 第四十七条第三項第四号から第十六号まで及び第十九号から第二十三号まで（確定所得申告書の記載事項）に掲げる事項

五 同 上

2 その年において支払を受けるべき法第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等で法第百九十条（年末調整）の規定の適用を受けたものを有する居住者の法第七十四条から第七十七条まで（社会保険料控除等）、第七十九条から第八十四条の二まで（障害者控除等）の規定による控除のうちその年分の所得税に係るこれらの控除の額が当該給与等に係る法第百九十条第二号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から控除された同号イからホまでに掲げる金額と同額であるものに係る第四十七条第三項第九号から第二十一号までに掲げる事項については、前項第四号の規定にかかわらず、同項第一号又は第二号に規定する申告書への記載を要しないものとする。

(非居住者の提出する確定申告書への添付書類)

第六十八条 法第六十六条(申告、納付及び還付)において読み替えて準用する法第二百十条第八項(確定所得申告)に規定する財務省令で定める明細書は、同項に規定する非居住者が国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行う場合に、当該事業から生ずる所得のうち国内において行う業務につき生ずべき所得とした金額及びその計算方法について記載した明細書とする。

(給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項)

第七十三条 法第九十四条第一項第八号(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省 略

三 源泉控除対象親族の生年月日、住所及び申告者との続柄並びに合計所得金額の見積額

四 同一生計配偶者(源泉控除対象配偶者を除く。)又は扶養親族(源泉控除対象親族を除く。)のうちに障害者がある場合には、その者の住所及び申告者との続柄(同一生計配偶者にあつては、住所)並びに合計所得金額の見積額

五 法第八十五条第四項から第六項まで(扶養親族等の判定の時期等)の規定により申告者以外の居住者(以下この号において「他の居住者」という。)の同一生計配偶者若しくは法第八十三条の二第一項(配偶者特別控除)に規定する生計を一にする配偶者(以下この号において「特別控除対象配偶者」という。)又は扶養親族若しくは法第八十四条の二第一項(特定親族特別控除)に規定する特定親族(以下この号において「特定親族」という。)に該当するものとみなされる者のうちに、当該他の居住者の控除対象配偶者若しくはその他の同一生計配偶者(前号の規定に該当する者に限る。以下この号において同じ。)若しくは特別控除対象配偶者又は控除対象扶養親族若しくはその他の扶養親族(前号の規定に該当する者に限る。以下この号において同じ。)若しくは特定親族がある場合には、その旨、他の居住者の氏名及び申告者との続柄並びに他の居住者がその控除対象配偶者若しくはその他の同一生計配偶者若しくは特別控除対象配偶者又は控除対象扶養親族若しくはその他の扶養親族

(非居住者の提出する確定申告書への添付書類)

第六十八条 法第六十六条(申告、納付及び還付)において読み替えて準用する法第二百十条第六項(確定所得申告)に規定する財務省令で定める明細書は、同項に規定する非居住者が国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行う場合に、当該事業から生ずる所得のうち国内において行う業務につき生ずべき所得とした金額及びその計算方法について記載した明細書とする。

(給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項)

第七十三条 同 上

一・二 同 上

三 控除対象扶養親族の生年月日、住所及び申告者との続柄並びに合計所得金額の見積額

四 同一生計配偶者(源泉控除対象配偶者を除く。)又は扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)のうちに障害者がある場合には、その者の住所及び申告者との続柄(同一生計配偶者にあつては、住所)並びに合計所得金額の見積額

五 法第八十五条第四項又は第五項(扶養親族等の判定の時期等)の規定により申告者以外の居住者(以下この号において「他の居住者」という。)の同一生計配偶者又は扶養親族に該当するものとみなされる者のうちに、当該他の居住者の控除対象配偶者若しくはその他の同一生計配偶者(前号の規定に該当する者に限る。以下この号において同じ。)又は控除対象扶養親族若しくはその他の扶養親族(前号の規定に該当する者に限る。以下この号において同じ。)がある場合には、その旨、他の居住者の氏名及び申告者との続柄並びに他の居住者がその控除対象配偶者若しくはその他の同一生計配偶者又は控除対象扶養親族若しくはその他の扶養親族とする者の氏名、住所及び申告者との続柄

族若しくは特定親族とする者の氏名、住所及び申告者との続柄

六・七 省 略

2 3 4 省 略

(給与所得者の扶養控除等申告書に添付すべき書類等)

第七十三条の二 省 略

2 令第三百十六条の二第二項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる国外居住親族(同項に規定する国外居住親族をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 省 略

二 令第三百十六条の二第二項第三号に掲げる国外居住親族 当該国外居住親族に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、当該国外居住親族が同項に規定する居住者の配偶者以外の親族に該当する旨を証するもの(当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。)(当該国外居住親族の法第百九十四条第一項第七号(給与所得者の扶養控除等申告書)に掲げる源泉控除対象親族に該当する事実が法第二条第一項第三十四号の二ロ(1)(定義)に掲げる者に該当することである場合には、当該証する書類及び外国政府又は外国の地方公共団体が発行した当該国外居住親族に係る第四十七条の二第九項各号に掲げるいずれかの書類であつて、当該国外居住親族が外国における出入国管理及び難民認定法別表第一の四の表(在留資格)の留学の在留資格に相当する資格をもつて当該外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなつた旨を証するもの(当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。))

イ・ロ 省 略

3・4 省 略

(従たる給与についての扶養控除等申告書の記載事項)

第七十四条 法第百九十五条第一項第五号(従たる給与についての扶養控除等申告書)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省 略

三 源泉控除対象親族の生年月日、住所、申告者との続柄及びその合計所得金額の見積額

六・七 同 上

2 3 4 同 上

(給与所得者の扶養控除等申告書に添付すべき書類等)

第七十三条の二 同 上

2 同 上

一 同 上

二 令第三百十六条の二第二項第三号に掲げる国外居住親族 当該国外居住親族に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、当該国外居住親族が同項に規定する居住者の配偶者以外の親族に該当する旨を証するもの(当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。)(当該国外居住親族の法第百九十四条第一項第七号(給与所得者の扶養控除等申告書)に掲げる控除対象扶養親族に該当する事実が法第二条第一項第三十四号の二ロ(1)(定義)に掲げる者に該当することである場合には、当該証する書類及び外国政府又は外国の地方公共団体が発行した当該国外居住親族に係る第四十七条の二第九項各号に掲げるいずれかの書類であつて、当該国外居住親族が外国における出入国管理及び難民認定法別表第一の四の表(在留資格)の留学の在留資格に相当する資格をもつて当該外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなつた旨を証するもの(当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。))

イ・ロ 同 上

3・4 同 上

(従たる給与についての扶養控除等申告書の記載事項)

第七十四条 同 上

一・二 同 上

三 控除対象扶養親族の生年月日、住所、申告者との続柄及びその合計所得金額の見積額

四 法第九十四条第一項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する主たる給与等の支払者の氏名又は名称並びにその支払者からその年中に支払を受けるべき給与等の収入金額の見積額、当該見積額から当該給与等から控除される法第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料の金額の見積額及び法第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金の額の見積額を控除した金額並びに申告者につき認められる障害者控除の額、寡婦控除の額、ひとり親控除の額、勤労学生控除の額、源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額、源泉控除対象親族について控除を受ける扶養控除の額又は特定親族特別控除の額及び基礎控除の額に相当する金額の合計額

五 省 略

2・3 省 略

（給与所得者の特定親族特別控除申告書の記載事項）

第七十四条の五 法第九十五条の三第一項第三号（給与所得者の特定親族特別控除申告書）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第九十五条の三第一項の規定による申告書を提出する者（次号において「申告者」という。）の氏名及び住所

二 法第八十四条の二第一項（特定親族特別控除）に規定する特定親族（次号において「特定親族」という。）の生年月日、住所及び申告者との続柄

三 特定親族の合計所得金額又はその見積額に応じ、法第八十四条の二の規定に準じて計算した特定親族特別控除の額に相当する金額及びその計算の基礎

四 その他参考となるべき事項

2 法第九十五条の三第一項の規定による申告書を受理した同項に規定する給与等の支払者は、当該申告書に、当該給与等の支払者（個人を除く。）の法人番号を付記するものとする。

（給与所得者の特定親族特別控除申告書に添付すべき書類等）

第七十四条の六 第四十七条の二第七項（確定所得申告書に添付すべき書類

四 法第九十四条第一項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する主たる給与等の支払者の氏名又は名称並びにその支払者からその年中に支払を受けるべき給与等の収入金額の見積額、当該見積額から当該給与等から控除される法第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料の金額の見積額及び法第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金の額の見積額を控除した金額並びに申告者につき認められる障害者控除の額、寡婦控除の額、ひとり親控除の額、勤労学生控除の額、源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額、扶養控除の額及び基礎控除の額に相当する金額の合計額

五 同 上

2・3 同 上

等)の規定は令第三百十八条の四第一号(給与所得者の特定親族特別控除申告書に関する書類の提出又は提示)に規定する財務省令で定める書類について、第四十七条の二第八項の規定は令第三百十八条の四第二号に規定する財務省令で定める書類について、それぞれ準用する。この場合において、第四十七条の二第七項中「同項各号列記以外の部分に規定する国外居住扶養親族等(以下この項及び次項において「国外居住扶養親族等」という。)」とあるのは「令第三百十八条の四(給与所得者の特定親族特別控除申告書に関する書類の提出又は提示)に規定する記載がされた同条に規定する特定親族(以下この項及び次項において「特定親族」という。)」と、「国外居住扶養親族等が同条第四項の」とあるのは「特定親族が同条に規定する」と、同項第二号中「国外居住扶養親族等」とあるのは「特定親族」と、同条第八項中「同項の」とあるのは「令第三百十八条の四に規定する」と、「国外居住扶養親族等の」とあるのは「同条に規定する記載がされた特定親族の」と、同項各号中「国外居住扶養親族等」とあるのは「特定親族」と、それぞれ読み替えるものとする。

(給与所得者の基礎控除申告書の記載事項)

第七十四条の七 法第百九十五条の四第一項第三号(給与所得者の基礎控除申告書)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第百九十五条の四第一項の規定による申告書を提出する者(次号において「申告者」という。)の氏名及び住所

二・三 省 略

2 法第百九十五条の四第一項の規定による申告書を受理した同項に規定する給与等の支払者は、当該申告書に、当該給与等の支払者(個人を除く。)の法人番号を付記するものとする。

(給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供等)

第七十六条の二 省 略

2・3 省 略

4 法第百九十八条第二項の規定の適用がある場合における第七十三条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項)、第七十四条第三項(従たる給与についての扶養控除等申告書の記載事項)、第七十四条の三第二

(給与所得者の基礎控除申告書の記載事項)

第七十四条の五 法第百九十五条の三第一項第三号(給与所得者の基礎控除申告書)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第百九十五条の三第一項の規定による申告書を提出する者(次号において「申告者」という。)の氏名及び住所

二・三 同 上

2 法第百九十五条の三第一項の規定による申告書を受理した同項に規定する給与等の支払者は、当該申告書に、当該給与等の支払者(個人を除く。)の法人番号を付記するものとする。

(給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供等)

第七十六条の二 同 上

2・3 同 上

4 法第百九十八条第二項の規定の適用がある場合における第七十三条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項)、第七十四条第三項(従たる給与についての扶養控除等申告書の記載事項)、第七十四条の三第二

項（給与所得者の配偶者控除等申告書の記載事項）、第七十四条の五第二項（給与所得者の特定親族特別控除申告書の記載事項）、第七十四条の七第二項（給与所得者の基礎控除申告書の記載事項）及び第七十五条第二項（給与所得者の保険料控除申告書の記載事項）の規定の適用については、これらの規定中「当該申告書」とあるのは、「法第九十八条第二項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）に規定する電磁的方法により提供された当該申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」とする。

5
10 省 略

（退職所得の受給に関する申告書の記載事項等）

第七十七条 法第二百三条第一項第五号（退職所得の受給に関する申告書）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二百三条第一項の規定による申告書を提出する者の氏名、住所（国内に住所がない場合には、居所。以下この条において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

二 七 省 略

2
5 省 略

6 法第二百三条第一項に規定する退職手当等の支払者がその退職手当等の支払を受ける居住者から同項の規定による申告書を受理した場合には、当該申告書（同条第四項の規定の適用により当該退職手当等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。次項において同じ。）を、同条第一項に規定する税務署長が当該退職手当等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該退職手当等の支払者が保存するものとする。ただし、当該申告書に係る同項に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年（当該退職手当等が令第七十二条第三項第七号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金に該当する場合には、十年）を経過する日後においては、この限りでない。

7 省 略

（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項等）

項（給与所得者の配偶者控除等申告書の記載事項）、第七十四条の五第二項（給与所得者の基礎控除申告書の記載事項）及び第七十五条第二項（給与所得者の保険料控除申告書の記載事項）の規定の適用については、これらの規定中「当該申告書」とあるのは、「法第九十八条第二項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）に規定する電磁的方法により提供された当該申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」とする。

5
10 同 上

（退職所得の受給に関する申告書の記載事項等）

第七十七条 同 上

一 法第二百三条第一項の規定による申告書を提出する者の氏名、住所（国内に住所がない場合には、居所。以下この号において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

二 七 同 上

2
5 同 上

6 法第二百三条第一項に規定する退職手当等の支払者がその退職手当等の支払を受ける居住者から同項の規定による申告書を受理した場合には、当該申告書（同条第四項の規定の適用により当該退職手当等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。次項において同じ。）を、同条第一項に規定する税務署長が当該退職手当等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該退職手当等の支払者が保存するものとする。ただし、当該申告書に係る同項に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

7 同 上

（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項等）

第七十七条の四 法第二百三条の六第一項第七号（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省 略

三 源泉控除対象親族（法第二百三条の六第一項第四号に規定する源泉控除対象親族に限る。次号において同じ。）の生年月日、住所及び申告者との続柄並びに合計所得金額の見積額

四 同一生計配偶者（源泉控除対象配偶者を除く。）又は扶養親族（源泉控除対象親族を除く。）のうちに障害者がある場合には、その者の住所及び申告者との続柄（同一生計配偶者にあつては、住所）並びに合計所得金額の見積額

五 法第八十五条第四項から第六項まで（扶養親族等の判定の時期等）の規定により申告者以外の居住者（以下この号において「他の居住者」という。）の同一生計配偶者若しくは法第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者（以下この号において「特別控除対象配偶者」という。）又は扶養親族若しくは法第八十四条の二第一項（特定親族特別控除）に規定する特定親族（以下この号において「特定親族」という。）に該当するものとみなされる者のうちに、当該他の居住者の控除対象配偶者若しくはその他の同一生計配偶者（前号の規定に該当する者に限る。以下この号において同じ。）若しくは特別控除対象配偶者又は控除対象扶養親族若しくはその他の扶養親族（前号の規定に該当する者に限る。以下この号において同じ。）若しくは特定親族がある場合には、その旨、他の居住者の氏名及び申告者との続柄並びに他の居住者がその控除対象配偶者若しくはその他の同一生計配偶者若しくは特別控除対象配偶者又は控除対象扶養親族若しくはその他の扶養親族若しくは特定親族若しくは特定親族とする者の氏名、住所及び申告者との続柄

六 省 略
2 5 9 省 略

（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）

第八十一条の六 省 略

2 5 6 省 略

7 法第二百二十四条第一項（利子、配当等の受領者の告知）に規定する財

第七十七条の四 同 上

一・二 同 上

三 控除対象扶養親族の生年月日、住所及び申告者との続柄並びに合計所得金額の見積額

四 同一生計配偶者（源泉控除対象配偶者を除く。）又は扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）のうちに障害者がある場合には、その者の住所及び申告者との続柄（同一生計配偶者にあつては、住所）並びに合計所得金額の見積額

五 法第八十五条第四項又は第五項（扶養親族等の判定の時期等）の規定により申告者以外の居住者（以下この号において「他の居住者」という。）の同一生計配偶者又は扶養親族に該当するものとみなされる者のうちに、当該他の居住者の控除対象配偶者若しくはその他の同一生計配偶者（前号の規定に該当する者に限る。以下この号において同じ。）又は控除対象扶養親族若しくはその他の扶養親族（前号の規定に該当する者に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、その旨、他の居住者の氏名及び申告者との続柄並びに他の居住者がその控除対象配偶者若しくはその他の同一生計配偶者又は控除対象扶養親族若しくはその他の扶養親族とする者の氏名、住所及び申告者との続柄

六 同 上
2 5 9 同 上

（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）

第八十一条の六 同 上

2 5 6 同 上

7 同 上

務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 番号既告知者以外の者 当該者の次に掲げるいずれかの電磁的記録
イ 次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

(1) 第七条第三項第一号イに規定する署名用電子証明書（以下この項において「署名用電子証明書」という。）

(2) (1)の署名用電子証明書に係る者の第七条第六項第一号ロに掲げる情報

(3) (1)の署名用電子証明書により確認される電子署名（第七条第三項第一号ロに規定する電子署名をいう。次号イ(2)において同じ。）が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、住所及び個人番号に係るもの

ロ カード代替電磁的記録で、当該カード代替電磁的記録に係る者の氏名、住所及び個人番号に係るもの

二 番号既告知者 当該番号既告知者の次に掲げるいずれかの電磁的記録
イ 次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

(1) 署名用電子証明書
(2) (1)の署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名及び住所に係るもの

ロ カード代替電磁的記録で、当該カード代替電磁的記録に係る者の氏名及び住所に係るもの

8 貯蓄取扱機関等の営業所の長が令第三百三十六条第四項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 令第三百三十七条第二項各号に定める書類のいずれかの提示若しくは署名用電子証明書等の送信をし、若しくは同条第四項の規定による確認を受けた者又は令第三百三十六条第四項に規定する特定通知等（次号、第八十一条の九第一項（無記名公社債の利子等の受領者の告知書の記載事項等）及び第八十一条の十七第六項（譲渡性預金の譲渡等に関する告知書）において「特定通知等」という。）に係る者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

二 当該提示若しくは送信若しくは特定通知等を受け、又は令第三百三十

一 番号既告知者以外の者 当該者の次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録
イ 第七条第三項第一号に規定する署名用電子証明書（以下この項において「署名用電子証明書」という。）

ロ イの署名用電子証明書に係る者の第七条第六項第二号に掲げる情報

ハ イの署名用電子証明書により確認される電子署名（第七条第三項第二号に規定する電子署名をいう。次号ロにおいて同じ。）が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、住所及び個人番号に係るもの

二 番号既告知者 当該番号既告知者の次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録
イ 署名用電子証明書

ロ イの署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名及び住所に係るもの

イ 署名用電子証明書

ロ イの署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名及び住所に係るもの

8 同上

一 令第三百三十七条第二項各号に定める書類のいずれかの提示若しくは署名用電子証明書等の送信をし、又は同条第四項の規定による確認を受けた者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

二 当該提示若しくは送信を受け、又は令第三百三十七条第四項の規定に

七条第四項の規定による確認をした年月日及び当該提示を受けた書類の名称又は署名用電子証明書等の送信若しくは当該特定通知等を受け、若しくは当該確認をした旨（第五項の規定による確認を受けた法人にあつては、当該提示を受けた年月日及び書類の名称並びに当該確認をした旨）

三省略

10| 9
令第三百三十六条第四項に規定する財務省令で定める通知又は提供は、
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する

内閣府、デジタル庁、

る法律施行規則（令和六年財務省、厚生労働省、令第一号）第二十六

農林水産省、経済産業省

条第一号（預金保険機構の業務の特例）に掲げる業務による同号に規定する通知又は同条第四号に掲げる業務による同号に規定する情報の提供とする。

（無記名公社債の利子等の受領者の告知書の記載事項等）

第八十一条の九 令第三百三十九条第一項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）に規定する財務省令で定める者は、無記名公社債等（同項に規定する無記名公社債等をいう。以下この条において同じ。）の利子等（同項に規定する利子等をいう。以下この条において同じ。）の支払の取扱者（令第三百三十九条第二項の規定により支払の取扱者とみなされる者を含む。次項において同じ。）が、当該無記名公社債等の利子等の支払を受ける者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、第八十一条（国内に住所を有しない者の告知すべき居所地等）に規定する場所。以下この項、第三項第一号及び第六項第一号において同じ。）及び個人番号又は法人番号その他の事項を記載した帳簿（その者の令第三百三十九条第九項において準用する令第三百三十七条第二項各号（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に定める書類のいずれかの提示若しくはその者の署名用電子証明書等の送信若しくはその者に係る特定通知等を受け、又は令第三百三十九条第九項において準用する令第三百三十七条第四項の規定による確認をして作成されたものに限る。）を備えている場合におけるその支払を受ける者（その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号が当該帳簿に記載されているその者の氏名若しくは

よる確認をした年月日及び当該提示を受けた書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受け、若しくは当該確認をした旨（第五項の規定による確認を受けた法人にあつては、当該提示を受けた年月日及び書類の名称並びに当該確認をした旨）

三同上

9
同上

（無記名公社債の利子等の受領者の告知書の記載事項等）

第八十一条の九 令第三百三十九条第一項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）に規定する財務省令で定める者は、無記名公社債等（同項に規定する無記名公社債等をいう。以下この条において同じ。）の利子等（同項に規定する利子等をいう。以下この条において同じ。）の支払の取扱者（令第三百三十九条第二項の規定により支払の取扱者とみなされる者を含む。次項において同じ。）が、当該無記名公社債等の利子等の支払を受ける者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、第八十一条（国内に住所を有しない者の告知すべき居所地等）に規定する場所。以下この項、第三項第一号及び第六項第一号において同じ。）及び個人番号又は法人番号その他の事項を記載した帳簿（その者の令第三百三十九条第九項において準用する令第三百三十七条第二項各号（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に定める書類のいずれかの提示若しくはその者の署名用電子証明書等の送信を受け、又は令第三百三十九条第九項において準用する令第三百三十七条第四項の規定による確認をして作成されたものに限る。）を備えている場合におけるその支払を受ける者（その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号が当該帳簿に記載されているその者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは

は名称、住所又は個人番号若しくは法人番号と異なるものを除く。）とする。

2・9 省 略

（譲渡性預金の譲渡等に関する告知書）

第八十一条の十七 省 略

2・5 省 略

6 第一項第一号に規定する番号既告知者とは、法第二百二十四条の二に規定する金融機関の営業所又は事務所の長が、譲渡性預金の譲渡をし、又は譲受けをした者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号その他の事項を記載した帳簿（その者の令第三百三十七条第二項各号に定める書類のいずれかの提示若しくはその者の署名用電子証明書等の送信若しくはその者に係る特定通知等を受け、又は第三項の規定による確認をして作成されたものに限る。）を備えている場合における当該譲渡性預金の譲渡をし、又は譲受けをした者（その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号が当該帳簿に記載されているその者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号と異なるものを除く。）をいう。

7・8 省 略

（株式等の譲渡の対価等の支払調書）

第九十条の二 居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し、国内において法第二百二十四条の第三第二項（株式等の譲渡の対価の受領者等の告知）に規定する株式等（以下この条において「株式等」という。）の譲渡の対価（法第二百二十四条の第三第一項に規定する対価をいう。以下この条において同じ。）の支払をする法第二百二十四条の第三第一項各号に掲げる者又は同条第四項に規定する償還金等（以下この条において「償還金等」という。）の交付をする者は、法第二百二十五条第一項第十号（株式等の譲渡の対価等の支払調書）の規定により、その対価の支払又は償還金等の交付を受ける者の各人別に、次の各号に掲げる支払又は交付の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した調書を、その支払又は交付をする者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその対価の支払事務又は償還金等の交付事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

は法人番号と異なるものを除く。）とする。

2・9 同 上

（譲渡性預金の譲渡等に関する告知書）

第八十一条の十七 同 上

2・5 同 上

6 第一項第一号に規定する番号既告知者とは、法第二百二十四条の二に規定する金融機関の営業所又は事務所の長が、譲渡性預金の譲渡をし、又は譲受けをした者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号その他の事項を記載した帳簿（その者の令第三百三十七条第二項各号に定める書類のいずれかの提示若しくはその者の署名用電子証明書等の送信を受け、又は第三項の規定による確認をして作成されたものに限る。）を備えている場合における当該譲渡性預金の譲渡をし、又は譲受けをした者（その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号が当該帳簿に記載されているその者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号と異なるものを除く。）をいう。

7・8 同 上

（株式等の譲渡の対価等の支払調書）

第九十条の二 同 上

一 省 略
二 償還金等の交付 次に掲げる事項

イ ハ 省 略

ニ その交付の基因となつた公社債等（投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権、社債的受益権、公社債又は法第二百二十四条の三第四項第四号に規定する分離利子公社債をいう。）の種類別及び名称又は銘柄別の数（社債的受益権及び公社債にあつては、額面金額）

ホ ・ ヘ 省 略

2
3
4 省 略

（先物取引に関する支払調書）

第九十条の五 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が国内において行つた法第二百二十四条の五第二項（先物取引の差金等決済をする者の告知）に規定する差金等決済（以下この条において「差金等決済」という。）に係る同項に規定する先物取引（以下この条において「先物取引」という。）の法第二百二十四条の五第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（以下この条において「商品先物取引業者等」という。）は、法第二百二十五条第一項第十三号（支払調書及び支払通知書）の規定により、その先物取引の差金等決済をする者の各人別に、次の各号に掲げる先物取引の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した調書を、当該商品先物取引業者等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 省 略

二 市場デリバティブ取引等（法第二百二十四条の五第一項第四号に規定する市場デリバティブ取引（次号に規定する暗号資産デリバティブ取引を除く。）若しくは外国市場デリバティブ取引（次号に規定する暗号資産デリバティブ取引を除く。）又は同項第六号に規定する店頭デリバティブ取引（次号に規定する暗号資産デリバティブ取引を除く。）をいう。以下この号において同じ。） 次に掲げる事項

イ 省 略

ロ その年中に差金等決済により成立した市場デリバティブ取引等の種類、数量及び対価の額又は約定数値（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百条第一項第五号（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結時等交

一 同上
二 同上

イ ハ 同 上

ニ その交付の基因となつた公社債等（投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権、社債的受益権、公社債又は法第二百二十四条の三第四項第三号に規定する分離利子公社債をいう。）の種類別及び名称又は銘柄別の数（社債的受益権及び公社債にあつては、額面金額）

ホ ・ ヘ 同 上

2
3
4 同 上

（先物取引に関する支払調書）

第九十条の五 同 上

一 同上
二 同上

イ 同上

ロ その年中に差金等決済により成立した市場デリバティブ取引等の種類、数量及び対価の額又は約定数値（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百条第一項第五号（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結時交付

付書面の共通記載事項）に掲げる対価の額又は約定数値をいう。第四号ロにおいて同じ。）

ハ）ヘ）省 略

三・四 省 略

（給与等の源泉徴収票）

第九十三条 居住者に対し国内において法第二百二十六条第一項（源泉徴収票）に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）の支払をする者は、同項の規定により、その給与等の支払を受ける者の各人別に、次に掲げる事項を記載した源泉徴収票二通を作成し、一通をその給与等に係る所得税の法第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長（第一号イ及び第六号イ(1)において「所轄税務署長」という。）に提出し、他の一通をその給与等の支払を受ける者に交付しなければならない。

一）五 省 略

六 給与所得者の扶養控除等申告書、従たる給与についての扶養控除等申告書（法第九十五条第六項（従たる給与についての扶養控除等申告書）に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書をいう。）〔給与所得者の配偶者控除等申告書（法第九十五条の二第三項（給与所得者の配偶者控除等申告書）に規定する給与所得者の配偶者控除等申告書をいう。）又は給与所得者の特定親族特別控除申告書（法第九十五条の三第三項（給与所得者の特定親族特別控除申告書）に規定する給与所得者の特定親族特別控除申告書をいう。）〕に記載されたところに応じ次に掲げる事項

イ 次に掲げる源泉徴収票の区分に応じそれぞれ次に定める事項

(1) 所轄税務署長に提出する源泉徴収票 次に掲げる事項

(i) 省 略

(ii) 控除対象扶養親族又は特定親族（法第八十四条の二第一項（特定親族特別控除）に規定する特定親族をいう。第八号において同じ。）（当該給与等が法第九十条の規定の適用を受けていないものである場合には、源泉控除対象親族。イにおいて「控除対象扶養親族等」という。）の数、控除対象扶養親族等の氏名及び個人番号並びに控除対象扶養親族等が非居住者である場合には、そ

書面の共通記載事項）に掲げる対価の額又は約定数値をいう。第四号ロにおいて同じ。）

ハ）ヘ）同 上

三・四 同 上

（給与等の源泉徴収票）

第九十三条 同 上

一）五 同 上

六 給与所得者の扶養控除等申告書、従たる給与についての扶養控除等申告書（法第九十五条第六項（従たる給与についての扶養控除等申告書）に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書をいう。）〔又給与所得者の配偶者控除等申告書（法第九十五条の二第三項（給与所得者の配偶者控除等申告書）に規定する給与所得者の配偶者控除等申告書をいう。）〕に記載されたところに応じ次に掲げる事項

イ 同 上

(1) 同 上

(i) 同 上

(ii) 控除対象扶養親族の数、控除対象扶養親族の氏名及び個人番号並びに控除対象扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び控除対象扶養親族に該当する事実

の旨及び控除対象扶養親族等に該当する事実
(2) 給与等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票 次に掲げる事項

(i) 省 略

(ii) 控除対象扶養親族等の数、控除対象扶養親族等の氏名並びに控除対象扶養親族等が非居住者である場合には、その旨及び控除対象扶養親族等に該当する事実

ロ 源泉控除対象親族のうちに特定扶養親族又は租税特別措置法第四十一条の十六第一項（同居の老親等に係る扶養控除の特例）の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族がある場合には、その数

ハ 省 略

七 省 略

八 特定親族を有する居住者について法第九十条第二号ホの定めるところにより計算した特定親族特別控除の額に相当する金額及びその合計額並びに当該特定親族の同号ホに規定する合計所得金額又はその見積額

九 十三 省 略

二 四 省 略

(退職手当等の源泉徴収票)

第九十四条 居住者に対し国内において法第二百二十六条第二項（源泉徴収票）に規定する退職手当等（以下この項及び第三項において「退職手当等」という。）の支払をする者は、同条第二項の規定により、その退職手当等の支払を受ける者の各人別に、その者に係る次に掲げる事項を記載した源泉徴収票二通を作成し、一通をその退職手当等に係る所得税の法第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長（第一号イにおいて「所轄税務署長」という。）に提出し、他の一通をその退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならない。

一 六 省 略

二・三 省 略

(2) 同 上

(i) 同 上

(ii) 控除対象扶養親族の数、控除対象扶養親族の氏名並びに控除対象扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び控除対象扶養親族に該当する事実

ロ 控除対象扶養親族のうちに特定扶養親族又は租税特別措置法第四十一条の十六第一項（同居の老親等に係る扶養控除の特例）の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族がある場合には、その数

ハ 同 上

七 同 上

八 十二 同 上

二 四 同 上

(退職手当等の源泉徴収票)

第九十四条 居住者に対し国内において法第二百二十六条第二項（源泉徴収票）に規定する退職手当等（以下この条において「退職手当等」という。）の支払をする者は、同項の規定により、その退職手当等の支払を受ける者の各人別に、その者に係る次に掲げる事項を記載した源泉徴収票二通を作成し、一通をその退職手当等に係る所得税の法第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長（第一号イにおいて「所轄税務署長」という。）に提出し、他の一通をその退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならない。

一 六 同 上

2 前項の場合において、法人がその前条第二項第二号に規定する役員に対して支払う退職手当等以外の退職手当等については、前項の源泉徴収票は、税務署長に提出することを要しない。

3・4 同 上

(公的年金等の源泉徴収票)

第九十四条の二 居住者に対し国内において法第二百二十六条第三項(公的年金等の源泉徴収票)に規定する公的年金等(以下この条において「公的年金等」という。)の支払をする者は、同項の規定により、その公的年金等の支払を受ける者の各人別に、次に掲げる事項を記載した源泉徴収票二通を作成し、一通をその公的年金等に係る所得税の法第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地の所轄税務署長(第一号イ及び第七号イ(1)において「所轄税務署長」という。)に提出し、他の一通をその公的年金等の支払を受ける者に交付しなければならない。

一 六 省 略

七 法第二百三条の六第一項(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書)の規定による申告書に記載されたところに応じ次に掲げる事項

イ 次に掲げる源泉徴収票の区分に応じそれぞれ次に定める事項

(1) 所轄税務署長に提出する源泉徴収票 次に掲げる事項

(i) 省 略

(ii) 源泉控除対象親族の数、源泉控除対象親族の氏名及び個人番号並びに源泉控除対象親族が非居住者である場合には、その旨及び源泉控除対象親族に該当する事実

(2) 公的年金等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票 次に掲げる事項

(i) 省 略

(ii) 源泉控除対象親族の数、源泉控除対象親族の氏名並びに源泉控除対象親族が非居住者である場合には、その旨及び源泉控除対象親族に該当する事実

ロ 源泉控除対象親族のうちに特定扶養親族、老人扶養親族又は法第八十四条の二第一項(特定親族特別控除)に規定する特定親族がある場合には、その数

ハ 省 略

八・九 省 略

二 〇 四 省 略

別表第三(四)

(公的年金等の源泉徴収票)

第九十四条の二 同 上

一 六 同 上

七 同 上

イ 同 上

(1) 同 上

(i) 同 上

(ii) 控除対象扶養親族の数、控除対象扶養親族の氏名及び個人番号並びに控除対象扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び控除対象扶養親族に該当する事実

(2) 同 上

(i) 同 上

(ii) 控除対象扶養親族の数、控除対象扶養親族の氏名並びに控除対象扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び控除対象扶養親族に該当する事実

ロ 控除対象扶養親族のうちに特定扶養親族又は老人扶養親族がある場合には、その数

ハ 同 上

八・九 同 上

二 〇 四 同 上

別表第三(四)

非居住者又は外国法人の所得についての所得税徴収高計算書
省 略

備考

1～24 省 略

25 租税特別措置法第5条の2から第8条まで、第9条の3、第9条の8、第9条の9、第29条、第42条若しくは第42条の2の規定に該当するもの若しくは租税条約の規定により所得税が軽減され、若しくは免除されるもの（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減又は非課税に関する規定に該当するものを含む。）又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項に規定する支払の取扱者を通じて支払をしたものについては、「摘要」の欄にそれぞれの区分ごとに人員、支払額及び税額を記載すること。

26～29 省 略

別表第三(五)

居住者又は内国法人の報酬若しくは料金、契約金、賞金又は年金
についての所得税徴収高計算書
省 略

備考

1～4 省 略

5 「診療報酬」の欄には、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和23年法律第129号）の規定により支払う診療報酬（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の9第2項の規定により都道府県知事から同項に規定する流行初期医療確保措置に係る事務を委託された同項に規定する基盤機構が支払う同条第1項に規定する流行初期医療の確保に要する費用を含む。）について記載すること。

6～23 省 略

別表第四(一)

非居住者又は外国法人の所得についての所得税徴収高計算書
同 左

備考

1～24 同 左

25 租税特別措置法第5条の2から第8条まで、第9条の3、第9条の8、第9条の9、第42条若しくは第42条の2の規定に該当するもの若しくは租税条約の規定により所得税が軽減され、若しくは免除されるもの（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減又は非課税に関する規定に該当するものを含む。）又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項に規定する支払の取扱者を通じて支払をしたものについては、「摘要」の欄にそれぞれの区分ごとに人員、支払額及び税額を記載すること。

26～29 同 左

別表第三(五)

居住者又は内国法人の報酬若しくは料金、契約金、賞金又は年金
についての所得税徴収高計算書
同 左

備考

1～4 同 左

5 「診療報酬」の欄には、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）の規定により支払う診療報酬（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の9第2項の規定により都道府県知事から同項に規定する流行初期医療確保措置に係る事務を委託された同項に規定する支払基金が支払う同条第1項に規定する流行初期医療の確保に要する費用を含む。）について記載すること。

6～23 同 左

別表第四(一)

利子等の告知書
省 略

備考

1・2 省 略

3 この告知書の記載の要領は、次による。

- (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、告知をする日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。

(2)～(9) 省 略

4 省 略

別表第四(二)

配当の告知書
省 略

備考

1・2 省 略

3 この告知書の記載の要領は、次による。

- (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、告知をする日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。

(2)～(8) 省 略

4 省 略

別表第四(三)

投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の告知書

利子等の告知書
同 左

備考

1・2 同 左

3 同 左

- (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、告知をする日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(2)～(9) 同 左

4 同 左

別表第四(二)

配当の告知書
同 左

備考

1・2 同 左

3 同 左

- (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、告知をする日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(2)～(8) 同 左

4 同 左

別表第四(三)

投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の告知書

省 略			
備考			
1・2	省 略		
3	この告知書の記載の要領は、次による。		
	(1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、告知をする日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。		
	(2)～(8) 省 略		
4	省 略		
別表第四四			
譲渡性預金の 譲受け 渡に関する告知書 省 略			
備考			
1・2	省 略		
3	この告知書の記載の要領は、次による。		
	(1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、法第224条の2の規定による告知をする日の現況による第81条の17第1項第1号に規定する住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。		
	(2)～(5) 省 略		
4	省 略		
別表第五(一)			
令和 年分 利子等の支払調書			

同 左			
備考			
1・2	同 左		
3	同 左		
	(1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、法第224条の2の規定による告知をする日の現況による第81条の17第1項第1号に規定する住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。		
	(2)～(5) 同 左		
4	同 左		
別表第五(一)			
令和 年分 利子等の支払調書			

省 略

備考

1 省 略

2 この支払調書の記載の要領は、次による。

- (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号（(11)及び(13)において「法人番号」という。）を記載すること。

(2)～(15) 省 略

3～5 省 略

別表第五(二)

令和 年分 国外公社債等の利子等の支払調書
省 略

備考

1 省 略

2 この支払調書の記載の要領は、次による。

- (1) 「住所又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所（国内に住所を有しない居住者にあつては、居所）又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号（(7)において「法人番号」という。）を記載すること。

(2)～(7) 省 略

3・4 省 略

別表第五(三)

同 左

備考

1 同 左

2 同 左

- (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号（(11)及び(13)において「法人番号」という。）を記載すること。

(2)～(15) 同 左

3～5 同 左

別表第五(二)

令和 年分 国外公社債等の利子等の支払調書
同 左

備考

1 同 左

2 同 左

- (1) 「住所又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所（国内に住所を有しない居住者にあつては、居所）又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号（(7)において「法人番号」という。）を記載すること。

(2)～(7) 同 左

3・4 同 左

別表第五(三)

令和	年分	配当、剰余金の分配、 金銭の分配及び基金利息の支払調書
省	略	

備考

- 1 省 略
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号（(10)において「法人番号」という。）を記載すること。
 - (2)～(12) 省 略
- 3・4 省 略

別表第五(四)

令和	年分	国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書
省	略	

備考

- 1 省 略
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所（国内に住所を有しない居住者にあつては、居所）又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号（(9)において「法人番号」という。）を記載すること。
 - (2)～(9) 省 略
- 3・4 省 略

令和	年分	配当、剰余金の分配、 金銭の分配及び基金利息の支払調書
同	左	

備考

- 1 同 左
- 2 同 左
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号（(10)において「法人番号」という。）を記載すること。
 - (2)～(12) 同 左
- 3・4 同 左

別表第五(四)

令和	年分	国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書
同	左	

備考

- 1 同 左
- 2 同 左
 - (1) 「住所又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所（国内に住所を有しない居住者にあつては、居所）又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号（(9)において「法人番号」という。）を記載すること。
 - (2)～(9) 同 左
- 3・4 同 左

別表第五(五)

令和	年分	投資信託又は特定受益証券発行信託 収益の分配の支払調書
省	略	略

備考

- 1 省 略
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号（10）において「法人番号」という。）を記載すること。
 - (2)～(7) 省 略
 - (8) 収益の分配が特定受益証券発行信託の信託の分割によるものである場合には、令第113条第6項に規定する割合を「摘要」の欄に記載すること。
 - (9)～(12) 省 略
- 3・4 省 略

別表第五(六)

令和	年分	オープン型証券投資信託 収益の分配の支払調書（支払通知書）
省	略	略

備考

- 1 省 略
- 2 この支払調書（支払通知書）の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する場合にあつては当該支払調書を作成する日の

別表第五(五)

令和	年分	投資信託又は特定受益証券発行信託 収益の分配の支払調書
同	左	同 左

備考

- 1 同 左
- 2 同 左
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号（10）において「法人番号」という。）を記載すること。
 - (2)～(7) 同 左
 - (8) 収益の分配が特定受益証券発行信託の信託の分割によるものである場合には、令第113条第5項に規定する割合を「摘要」の欄に記載すること。
 - (9)～(12) 同 左
- 3・4 同 左

別表第五(六)

令和	年分	オープン型証券投資信託 収益の分配の支払調書（支払通知書）
同	左	同 左

備考

- 1 同 左
- 2 同 左
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する場合にあつては当該支払調書を作成する日の

現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号(11)において「法人番号」という。)を、支払通知書を作成する場合にあつては当該支払通知書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載すること。

(2)～(13) 省 略

3・4 省 略

別表第五(七)

令和	年分	配当等とみなす金額に関する支払調書(支払通知書)
省 略		

備考

- 1 省 略
 - 2 この支払調書(支払通知書)の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所(居所)又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する場合にあつては当該支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号(12)において「法人番号」という。)を、支払通知書を作成する場合にあつては当該支払通知書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載すること。
- (2)～(14) 省 略
- 3・4 省 略

別表第五(V)

令和	年分	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
省 略		

現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号(11)において「法人番号」という。)を、支払通知書を作成する場合にあつては当該支払通知書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載すること。

(2)～(13) 同 左

3・4 同 左

別表第五(七)

令和	年分	配当等とみなす金額に関する支払調書(支払通知書)
同 左		

備考

- 1 同 左
 - 2 同 左
 - (1) 「住所(居所)又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する場合にあつては当該支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号(12)において「法人番号」という。)を、支払通知書を作成する場合にあつては当該支払通知書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載すること。
- (2)～(14) 同 左
- 3・4 同 左

別表第五(V)

令和	年分	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
同 左		

備考

1 省 略

2 この支払調書の記載の要領は、次による。

(1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。

(2)～(8) 省 略

3 省 略

別表第五(九)

令和	年分	定期積金の給付補填金等の支払調書
省	略	省 略

備考

1 省 略

2 この支払調書の記載要領は、次による。

(1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。

(2)～(8) 省 略

3・4 省 略

別表第五(十)

令和	年分	匿名組合契約等の利益の分配の支払調書
省	略	省 略

備考

備考

1 同 左

2 同 左

(1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(2)～(8) 同 左

3 同 左

別表第五(九)

令和	年分	定期積金の給付補填金等の支払調書
同	左	同 左

備考

1 同 左

2 同 左

(1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(2)～(8) 同 左

3・4 同 左

別表第五(十)

令和	年分	匿名組合契約等の利益の分配の支払調書
同	左	同 左

備考

- 1 省 略
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。
 - (2)～(7) 省 略
- 3 省 略

別表第五(注)

令和	年分	生命保険契約等の一時金の支払調書
省 略		

- 備考
- 1 省 略
 - 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。
 - (2)～(9) 省 略
 - 3 省 略

別表第五(注)

令和	年分	損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書
省 略		

備考
1 省 略

- 1 同 左
- 2 同 左
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。
 - (2)～(7) 同 左
- 3 同 左

別表第五(注)

令和	年分	生命保険契約等の一時金の支払調書
同 左		

- 備考
- 1 同 左
 - 2 同 左
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。
 - (2)～(9) 同 左
 - 3 同 左

別表第五(注)

令和	年分	損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書
同 左		

備考
1 同 左

- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
- (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。
- (2)～(7) 省 略
- 3 省 略

別表第五(注)

令和	年分	保険等代理報酬の支払調書
省 略	省 略	省 略

備考

- 1 省 略
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
- (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。
- (2)・(3) 省 略
- 3 省 略

別表第五(注)

令和	年分	非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
省 略	省 略	省 略

備考

- 1 省 略

- 2 同 左
- (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。
- (2)～(7) 同 左
- 3 同 左

別表第五(注)

令和	年分	保険等代理報酬の支払調書
同 左	同 左	同 左

備考

- 1 同 左
- 2 同 左
- (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。
- (2)・(3) 同 左
- 3 同 左

別表第五(注)

令和	年分	非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
同 左	同 左	同 左

備考

- 1 同 左

2 この支払調書の記載の要領は、次による。

(1)～(5) 省 略

(6) 「勤続年数」の項には、法第161条第1項第12号への規定に該当する退職手当等の計算の基礎となつた期間を基として、令第69条又は第70条の規定により計算した年数を記載すること。この場合において、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に掲げる事項を「摘要」の欄に記載すること。

(イ) 令第70条第1項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(ロ) 令第70条第1項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している部分の期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(7) 省 略

(8) 租税特別措置法第29条の規定により非課税とされるもの又は租税条約の規定により所得税が軽減され、若しくは免除されるもの（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされるものを含む。）については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

(9) 省 略

3 省 略

別表第五(四)

令和	年分	不動産の使用料等の支払調書
		省 略

備考

1 省 略

2 この支払調書の記載の要領は、次による。

(1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番

2 同 左

(1)～(5) 同 左

(6) 同 左

(イ) 令第70条第1項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎

(ロ) 令第70条第1項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している部分の期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎

(7) 同 左

(8) 租税条約の規定により所得税が軽減され、又は免除されるもの（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされるものを含む。）については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

(9) 同 左

3 同 左

別表第五(五)

令和	年分	不動産の使用料等の支払調書
		同 左

備考

1 同 左

2 同 左

(1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番

号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。

(2)～(7) 省 略

3 省 略

別表第五(国)

令和	年分	不動産等の譲受けの対価の支払調書
省 略	省 略	省 略

備考

1 省 略

2 この支払調書の記載の要領は、次による。

(1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。

(2)～(7) 省 略

3・4 省 略

別表第五(民)

令和	年分	不動産等の売買又は貸付けのあつせん手数料の支払調書
省 略	省 略	省 略

備考

1 省 略

2 この支払調書の記載要領は、次による。

(1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番

号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(2)～(7) 同 左

3 同 左

別表第五(国)

令和	年分	不動産等の譲受けの対価の支払調書
同 左	同 左	同 左

備考

1 同 左

2 同 左

(1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(2)～(7) 同 左

3・4 同 左

別表第五(民)

令和	年分	不動産等の売買又は貸付けのあつせん手数料の支払調書
同 左	同 左	同 左

備考

1 同 左

2 同 左

(1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番

号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。

(2)～(6) 省 略

3・4 省 略

別表第五(丙)

令和	年分	株式等の譲渡の対価等の支払調書
省 略		

備考

1 省 略

2 この支払調書の記載の要領は、次による。

(1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号（(14)及び(16)において「法人番号」という。）を記載すること。

(2)～(11) 省 略

(12) その株式等の譲渡の対価又は償還金等が次に掲げる場合に該当する場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

(14) 租税特別措置法第37条の14第12項の規定により同条第5項第1号に規定する非課税口座に該当しないものとされた口座に係る同条第1項に規定する振替口座簿（(14)において「振替口座簿」という。）への記載若しくは記録がされ、又は当該口座に保管の委託がされている同項第1号に規定する上場株式等（(14)において「上場株式等」という。）に係る譲渡の対価又は償還金等で、当該口座の開設の時から当該口座が開設されている同項に規定する金融商品取引業者等（(14)において「金融商品取引業者等」という。）が当該口座に係る同条第7項第2号に定める事項又は同条第21項第2号に定める事項の提供を受けるまでの間の当該上場株式等の同条第1項に規定する譲渡に係るものである場合

(14) 上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に

号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(2)～(6) 同 左

3・4 同 左

別表第五(丙)

令和	年分	株式等の譲渡の対価等の支払調書
同 左		

備考

1 同 左

2 同 左

(1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号（(14)及び(16)において「法人番号」という。）を記載すること。

(2)～(11) 同 左

(12) その株式等の譲渡の対価又は償還金等が、租税特別措置法第37条の14第12項の規定により同条第5項第1号に規定する非課税口座に該当しないものとされた口座に係る同条第1項に規定する振替口座簿への記載若しくは記録がされ、又は当該口座に保管の委託がされている同項第1号に規定する上場株式等に係るもので、当該口座の開設の時から当該口座が開設されている同項に規定する金融商品取引業者等が当該口座に係る同条第7項第2号に定める事項の提供を受けるまでの間の当該上場株式等の同条第1項に規定する譲渡に係るものである場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

係る口座に設けられた租税特別措置法第37条の14第22項の規定により同条第5項第7号に規定する特定累積投資勘定及び同項第8号に規定する特定非課税管理勘定に該当しないものとされた勘定に係る上場株式等に係る譲渡の対価又は償還金等で、当該勘定の設定の時から当該口座が開設されている金融商品取引業者等が当該勘定に係る同条第21項第2号に定める事項の提供を受けるまでの間の当該上場株式等の同条第1項に規定する譲渡に係るものである場合

(13)～(18) 省 略
3 省 略

別表第六(一)

令和 年分 給与所得の源泉徴収票
(表部分の改正については省略)

備考

- 1 省 略
- 2 この源泉徴収票の記載の要領は、次による。
- (1) 「住所又は居所」及び「個人番号」の欄には、源泉徴収票を作成する日の現況による住所又は居所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号 (11)において「個人番号」という。) を記載すること。ただし、給与等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票については、「個人番号」の欄は、記載を要しない。
- (2)～(4) 省 略
- (5) 「所得控除の額の合計額」の項には、法第190条の規定の適用がある場合限り、同条第2号の規定によりその年分の給与所得控除後の給与等の金額(租税特別措置法第41条の3の12第1項の規定の適用がある場合には、当該給与所得控除後の給与等の金額から同項の規定による控除をした残額。(8)及び(12)から(15)までにおいて同じ。) から控除した同号イからへまでに掲げる金額の合計額を記載すること。
- (6)～(8) 省 略
- (9) 「控除対象扶養親族等の数」の項には、その年12月31日の現況によ

(13)～(18) 同 左
3 同 左

別表第六(一)

令和 年分 給与所得の源泉徴収票
(表部分の改正については省略)

備考

- 1 同 左
- 2 同 左
- (1) 「住所又は居所」及び「個人番号」の欄には、源泉徴収票を作成する日の現況による住所又は居所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号 (16)において「個人番号」という。) を記載すること。ただし、給与等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票については、「個人番号」の欄は、記載を要しない。
- (2)～(4) 同 左
- (5) 「所得控除の額の合計額」の項には、法第190条の規定の適用がある場合限り、同条第2号の規定によりその年分の給与所得控除後の給与等の金額(租税特別措置法第41条の3の12第1項の規定の適用がある場合には、当該給与所得控除後の給与等の金額から同項の規定による控除をした残額。(8)及び(12)から(14)までにおいて同じ。) から控除した同号イからホまでに掲げる金額の合計額を記載すること。
- (6)～(8) 同 左
- (9) 「控除対象扶養親族の数」の項には、その年12月31日の現況により

り、それぞれ次のように記載すること。

(イ)～(ハ) 省 略

(三) 「特親」の欄には、法第84条の2第1項に規定する特定親族（当該給与等が法第190条の規定の適用を受けていないものである場合には、源泉控除対象親族で法第2条第1項第30号に規定する合計所得金額又はその見積額が58万円を超える者）の数を記載すること。

(10) 「（源泉）控除対象配偶者の有無等」及び「控除対象扶養親族等の数」の「従」と記載されている項には、従たる給与についての扶養控除等申告書を提出している者の源泉控除対象配偶者の有無及び源泉控除対象親族の数を(7)及び(9)に準じて記載すること。

(11) 省 略

(12) 「特定親族特別控除の額」の項には、法第190条第2号の規定によりその年分の給与所得控除後の給与等の金額から控除した同号ホに規定する特定親族特別控除の額に相当する金額の合計額を記載すること。

(13) 省 略

(14) 「生命保険料の控除額」の項には、法第190条第2号の規定によりその年分の給与所得控除後の給与等の金額から控除した同号ロに規定する新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額及び旧個人年金保険料の金額に係る控除の額の合計額を記載すること。この場合において、「摘要」の欄にはその年中に支払った当該新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額を、それぞれ記載することとし、租税特別措置法第41条の15の5第1項の規定の適用がある場合には、「摘要」の欄にその旨を記載すること。

(15) 省 略

(16) 「住宅借入金等特別控除の額」の項には、租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定によりその年分の法第190条第2号に掲げる税額（以下(16)において「算出税額」という。）から控除した年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の額を記載すること。この場合において、その年分の同項に規定する当該申告書に記載された金額が算出税額を超える場合には、「摘要」の欄にその旨及び当該金額を記載すること。

、それぞれ次のように記載すること。

(イ)～(ハ) 同 左

(10) 「（源泉）控除対象配偶者の有無等」及び「控除対象扶養親族の数」の「従」と記載されている項には、従たる給与についての扶養控除等申告書を提出している者の源泉控除対象配偶者の有無及び控除対象扶養親族の数を(7)及び(9)に準じて記載すること。

(11) 同 左

(12) 同 左

(13) 「生命保険料の控除額」の項には、法第190条第2号の規定によりその年分の給与所得控除後の給与等の金額から控除した同号ロに規定する新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額及び旧個人年金保険料の金額に係る控除の額の合計額を記載すること。この場合において、「摘要」の欄にはその年中に支払った当該新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額を、それぞれ記載すること。

(14) 同 左

(15) 「住宅借入金等特別控除の額」の項には、租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定によりその年分の法第190条第2号に掲げる税額（以下(15)において「算出税額」という。）から控除した年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の額を記載すること。この場合において、その年分の同項に規定する当該申告書に記載された金額が算出税額を超える場合には、「摘要」の欄にその旨及び当該金額を記載すること。

17 「（源泉・特別）控除対象配偶者」及び「控除対象扶養親族」の欄には、その年12月31日の現況により、それぞれ控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者又は第93条第1項第6号イ(1)(i)に規定する特別控除対象配偶者及び控除対象扶養親族、法第84条の2第1項に規定する特定親族（以下17）において「特定親族」という。）又は源泉控除対象親族の氏名及び個人番号（給与等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票にあつては、氏名）を記載すること。この場合において、控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者又は同号イ(1)(i)に規定する特別控除対象配偶者が非居住者である場合にはその旨を記載し、控除対象扶養親族、特定親族又は源泉控除対象親族が非居住者である場合にはその旨及び控除対象扶養親族、特定親族又は源泉控除対象親族に該当する事実を記載すること。

18 次に掲げる場合には、「摘要」の欄にそれぞれ次に定める事項を記載すること。

(イ)・(ロ) 省 略

(ハ) 特定親族特別控除の額に相当する金額（法第190条第2号ホに規定する特定親族特別控除の額に相当する金額をいう。以下(ハ)において同じ。）がある場合 同号ホに規定する特定親族に係る各人別の特定親族特別控除の額に相当する金額及び同号ホに規定する合計所得金額又はその見積額

(ニ) 法第190条（租税特別措置法第41条の16の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下(ニ)において同じ。）の規定の適用がある場合 法第190条第2号へに規定する基礎控除の額に相当する金額又は当該金額がない旨

(ホ)～(ト) 省 略

(チ) 同一生計配偶者（控除対象配偶者及び源泉控除対象配偶者を除く。）又は扶養親族（源泉控除対象親族を除く。）のうち、障害者であるものが非居住者である場合 その者の氏名及びその者が非居住者である旨

(ツ) 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定の適用を受けた者である場合 (ウ)に該当する場合を除く。) その適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及びその者の住宅の取得等（同法第41条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項

16 「（源泉・特別）控除対象配偶者」及び「控除対象扶養親族」の欄には、その年12月31日の現況により、それぞれ控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者又は第93条第1項第6号イ(1)(i)に規定する特別控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の氏名及び個人番号（給与等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票にあつては、氏名）を記載すること。この場合において、控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者又は同号イ(1)(i)に規定する特別控除対象配偶者が非居住者である場合にはその旨を記載し、控除対象扶養親族が非居住者である場合にはその旨及び控除対象扶養親族に該当する事実を記載すること。

17 同 左

(イ)・(ロ) 同 左

(ハ) 法第190条第2号ホに規定する基礎控除の額に相当する金額が48万円以外である場合又は当該金額がない場合 その基礎控除の額に相当する金額又は当該金額がない旨

(ニ)～(ト) 同 左

(チ) 同一生計配偶者（控除対象配偶者及び源泉控除対象配偶者を除く。）又は扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）のうち、障害者であるものが非居住者である場合 その者の氏名及びその者が非居住者である旨

(ツ) 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定の適用を受けた者である場合 (ウ)に該当する場合を除く。) その適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及びその者の住宅の取得等（同法第41条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項

に規定する認定住宅等の新築等又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をいう。ㄨにおいて同じ。）が特定取得（同法第41条第5項又は第41条の3の2第18項に規定する特定取得をいう。ㄨにおいて同じ。）又は特別特定取得（同法第41条第16項に規定する特別特定取得をいう。ㄨにおいて同じ。）に該当する場合には、その旨

- ㄨ 給与等の支払を受ける者が二以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特例住宅借入金等の金額若しくは同条第10項に規定する認定住宅借入金等の金額若しくは同条第15項に規定する特別特定住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額若しくは同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額をいう。以下ㄨにおいて同じ。）について同法第41条の2の2第1項の規定の適用を受けた者である場合
- 当該住宅借入金等の金額につき異なる住宅の取得等ごとに区分をし、当該区分をした住宅の取得等ごとのその適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、その旨

- ㄨ 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定により同法第41条の2の2第1項の規定の適用を受けた者である場合（ㄨに該当する場合を除く。）同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額の合計額

ㄨ～ㄨ 省 略

- 3 2に定めるほか、租税特別措置法第41条の3の8第1項の規定の適用がある場合には、「摘要」の欄に第93条第1項第12号に規定する年末調整特別控除額を源泉徴収時所得税減税控除済額のように記載した次に記載し、同号に規定する超える部分の金額（当該金額がない場合には、零）を控除外額のように記載した次に「摘要」の欄に記載し、同号に規定

に規定する認定住宅等の新築等又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をいう。ㄨにおいて同じ。）が特定取得（同法第41条第5項又は第41条の3の2第18項に規定する特定取得をいう。ㄨにおいて同じ。）又は特別特定取得（同法第41条第16項に規定する特別特定取得をいう。ㄨにおいて同じ。）に該当する場合には、その旨

- ㄨ 給与等の支払を受ける者が二以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特例住宅借入金等の金額若しくは同条第10項に規定する認定住宅借入金等の金額若しくは同条第15項に規定する特別特定住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額若しくは同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額をいう。以下ㄨにおいて同じ。）について同法第41条の2の2第1項の規定の適用を受けた者である場合
- 当該住宅借入金等の金額につき異なる住宅の取得等ごとに区分をし、当該区分をした住宅の取得等ごとのその適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、その旨

- ㄨ 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定により同法第41条の2の2第1項の規定の適用を受けた者である場合（ㄨに該当する場合を除く。）同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額の合計額

ㄨ～ㄨ 同 左

- 3 2に定めるほか、租税特別措置法第41条の3の8第1項の規定の適用がある場合には、「摘要」の欄に第93条第1項第11号に規定する年末調整特別控除額を源泉徴収時所得税減税控除済額のように記載した次に記載し、同号に規定する超える部分の金額（当該金額がない場合には、零）を控除外額のように記載した次に「摘要」の欄に記載し、同号に規定

する者があるときは非控除対象配偶者減税有のよう「摘要」の欄に記載すること。

4 省 略

別表第六(二)

令和	年分	退職所得の源泉徴収票
(表部分の改正については省略)		

備考

1 省 略

2 この源泉徴収票の記載の要領は、次による。

(1) 省 略

(2) 「番号」の項には、次に掲げる場合に該当するときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める番号を記載すること。この場合において、(イ)から(ト)までに掲げる場合に該当するときは、これらの規定に規定する経済的利益の価額を「摘要」の欄に記載すること。

(イ) その退職手当等が、法第31条の規定により退職手当等とみなされる一時金に該当する場合 (ロ)に掲げる場合を除く。) 1

(ロ) その退職手当等が、令第72条第3項第7号に掲げる一時金に該当する場合 2

(イ) その退職手当等が、令第84条第1項に規定する特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の同項に規定する譲渡についての制限が解除されたことにより受けた経済的利益に該当する場合 (ロ)及び(ト)に掲げる場合を除く。) 3

(ニ) その退職手当等が、発行人から与えられた令第84条第3項の規定が適用される同項各号に掲げる権利の行使による同条第2項に規定する株式の取得に係る経済的利益に該当する場合 (イ)及び(ト)に掲げる場合を除く。) 4

(ロ) その退職手当等の支払金額の総額が、(イ)から(ニ)までに規定する退職手当等のいずれにも該当しない退職手当等 (イ)及び(ト)において「一般的退職手当等」という。) の支払金額及び(イ)に規定する経済的利益の価額に相当する金額から成る場合 5

する者があるときは非控除対象配偶者減税有のよう「摘要」の欄に記載すること。

4 同 左

別表第六(二)

令和	年分	退職所得の源泉徴収票
(表部分の改正については省略)		

備考

1 同 左

2 同 左

(1) 同 左

㍷ その退職手当等の支払金額の総額が、一般的退職手当等の支払金額及び㍷に規定する経済的利益の価額に相当する金額から成る場合

6
㍸ その退職手当等の支払金額の総額が、一般的退職手当等の支払金額、㍷に規定する経済的利益の価額に相当する金額及び㍷に規定する経済的利益の価額に相当する金額から成る場合 7

㍹～㍺ 省 略

㍺ 次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める事項を「摘要」の欄に記載すること。

㍻ 令第70条第1項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎

㍼ 令第70条第1項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している部分の期間及び同号に定める金額の計算の基礎

㍽～㍿ 省 略

㍿・㍺ 省 略

㍺ その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第203条第6項に規定する退職所得の受給に関する申告書に、法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る㍺及び㍻に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。

3 省 略

別表第六(三)

令和	年分	公的年金等の源泉徴収票
(表部分の改正については省略)		

備考

- 1 省 略
- 2 この源泉徴収票の記載の要領は、次による。
(1)～(3) 省 略

㍺～㍻ 同 左
㍼ 同 左

㍽ 令第70条第1項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎

㍼ 令第70条第1項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している部分の期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎

㍽～㍿ 同 左

㍿・㍺ 同 左

㍺ その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第203条第6項に規定する退職所得の受給に関する申告書に、法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る㍺及び㍻に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。

3 同 左

別表第六(三)

令和	年分	公的年金等の源泉徴収票
(表部分の改正については省略)		

備考

- 1 同 左
- 2 同 左
(1)～(3) 同 左

(4) 「源泉徴収税額」の項には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める税額を記載し、当該税額のうち源泉徴収票を作成する日においてまだ法第203条の2の規定により徴収していない税額があるときは、当該徴収していない税額を内書すること。

(1) 所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）附則第10条第3項の規定の適用がある場合 法第203条の2の規定により徴収される税額から同項に規定する超過額に相当する金額を控除した金額

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 法第203条の2の規定により徴収される税額

(5)・(6) 省 略

(7) 「源泉控除対象親族の数」の項には、法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じそれぞれ次のように記載すること。

(1) 「特定」の欄には、特定扶養親族及び法第84条の2第1項に規定する特定親族（(2)において「特定親族」という。）の数を記載すること。

(2) 省 略

(3) 「その他」の欄には、特定扶養親族及び老人扶養親族並びに特定親族以外の源泉控除対象親族の数を記載すること。

(8)・(9) 省 略

(10) 「源泉控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族」の項には、法第203条の6第1項の規定により提出された申告書に記載されたところに応じそれぞれ源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の氏名及び個人番号（公的年金等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票にあつては、氏名）を記載すること。この場合において、源泉控除対象配偶者が非居住者である場合にはその旨を記載し、源泉控除対象親族が非居住者である場合にはその旨及び源泉控除対象親族に該当する事実を記載すること。

(11) 同一生計配偶者（源泉控除対象配偶者を除く。）又は扶養親族（源泉控除対象親族を除く。）で、障害者であるものが非居住者である場合には、「摘要」の欄にその者の氏名及びその者が非居住者である旨を記載すること。

(4) 「源泉徴収税額」の項には、公的年金等につき法第203条の2の規定により徴収される税額を記載し、当該税額のうち源泉徴収票を作成する日においてまだ同条の規定により徴収していない税額があるときは、当該徴収していない税額を内書すること。

(5)・(6) 同 左

(7) 「控除対象扶養親族の数」の項には、法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じそれぞれ次のように記載すること。

(1) 「特定」の欄には、特定扶養親族の数を記載すること。

(2) 同 左

(3) 「その他」の欄には、特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載すること。

(8)・(9) 同 左

(10) 「源泉控除対象配偶者」及び「控除対象扶養親族」の項には、法第203条の6第1項の規定により提出された申告書に記載されたところに応じそれぞれ源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の氏名及び個人番号（公的年金等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票にあつては、氏名）を記載すること。この場合において、源泉控除対象配偶者が非居住者である場合にはその旨を記載し、控除対象扶養親族が非居住者である場合にはその旨及び控除対象扶養親族に該当する事実を記載すること。

(11) 同一生計配偶者（源泉控除対象配偶者を除く。）又は扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）で、障害者であるものが非居住者である場合には、「摘要」の欄にその者の氏名及びその者が非居住者である旨を記載すること。

(12) 省 略
3・4 省 略

別表第七(一)

信 託 の 計 算 書 省 略

備考

- 1 省 略
- 2 この計算書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「番号」の欄には、計算書を作成する日の現況による住所若しくは居所（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所。(9)イにおいて同じ。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。
 - (2)～(9) 省 略
- 3・4 省 略

別表第七(二)

有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書 省 略

備考

- 1 省 略
- 2 この計算書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、この計算書を作成する日の現況による住所若しくは居所（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所。(9)ロ及びハにおいて同じ。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2

(12) 同 左
3・4 同 左

別表第七(一)

信 託 の 計 算 書 同 左

備考

- 1 同 左
- 2 同 左
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「番号」の欄には、計算書を作成する日の現況による住所若しくは居所（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所。(9)イにおいて同じ。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。
 - (2)～(9) 同 左
- 3・4 同 左

別表第七(二)

有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書 同 左

備考

- 1 同 左
- 2 同 左
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、この計算書を作成する日の現況による住所若しくは居所（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所。(9)ロ及びハにおいて同じ。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2

条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。

(2)～(9) 省 略

3 省 略

別表第八(一)

令和	年分	名義人受領の利子所得の調書
省 略		

備考

1 省 略

2 この調書の記載の要領は、次による。

(1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が不明の場合には、最後の利子等の支払の日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。

(2)～(4) 省 略

3 省 略

別表第八(二)

令和	年分	名義人受領の配当所得の調書
省 略		

備考

1 省 略

2 この調書の記載の要領は、次による。

(1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄に

条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(2)～(9) 同 左

3 同 左

別表第八(一)

令和	年分	名義人受領の利子所得の調書
同 左		

備考

1 同 左

2 同 左

(1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が不明の場合には、最後の利子等の支払の日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(2)～(4) 同 左

3 同 左

別表第八(二)

令和	年分	名義人受領の配当所得の調書
同 左		

備考

1 同 左

2 同 左

(1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄に

は、調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が不明の場合には、最後の配当等の支払の日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。

(2)・(3) 省 略

3 省 略

別表第八(三)

令和	年分	名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書
省 略		

備 考

1 省 略

2 この調書の記載の要領は、次による。

(1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が不明な場合には、最後の株式等の譲渡の対価の支払（法第224条の3第3項及び第4項に規定する交付を含む。以下この表において同じ。）の日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。

(2)～(9) 省 略

3 省 略

別表第九(一)

は、調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が不明の場合には、最後の配当等の支払の日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(2)・(3) 同 左

3 同 左

別表第八(三)

令和	年分	名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書
同 左		

備 考

1 同 左

2 同 左

(1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が不明な場合には、最後の株式等の譲渡の対価の支払（法第224条の3第3項及び第4項に規定する交付を含む。以下この表において同じ。）の日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(2)～(9) 同 左

3 同 左

別表第九(一)

令和	年分	新株予約権の行使に関する調書
		省 略

備考

- 1 省 略
- 2 この調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、法第228条の2に規定する新株予約権（以下この表において「新株予約権」という。）の行使をした日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。
 - (2)～(8) 省 略
- 3 省 略

別表第九(二)

令和	年分	株式無償割当てに関する調書
		省 略

備考

- 1 省 略
- 2 この調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、法第228条の3に規定する株式無償割当て（以下この表において「株式無償割当て」という。）の効力を生ずる日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。
 - (2)～(7) 省 略
- 3 省 略

令和	年分	新株予約権の行使に関する調書
		同 左

備考

- 1 同 左
- 2 同 左
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、法第228条の2に規定する新株予約権（以下この表において「新株予約権」という。）の行使をした日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。
 - (2)～(8) 同 左
- 3 同 左

別表第九(二)

令和	年分	株式無償割当てに関する調書
		同 左

備考

- 1 同 左
- 2 同 左
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、法第228条の3に規定する株式無償割当て（以下この表において「株式無償割当て」という。）の効力を生ずる日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。
 - (2)～(7) 同 左
- 3 同 左

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条第二項の改正規定、第四十七条の改正規定（同条第三項第十五号に係る部分及び同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十三号の次に一号を加える部分を除く。）、第四十七条の二第七項の改正規定、同項第二号及び同条第八項の改正規定、同条第九項の改正規定、同条第十項の改正規定、第四十八条第二項の改正規定、第七十三条第一項第五号の改正規定（「又は第五項」を「から第六項まで」に改める部分に限る。）、第七十四条の五の改正規定、同条を第七十四条の七とし、第七十四条の四の次に二条を加える改正規定、第七十六条の二第四項の改正規定、第七十七条の四第一項第五号の改正規定（「又は第五項」を「から第六項まで」に改める部分に限る。）、第九十三条第一項の改正規定、別表第六(一)の改正規定並びに別表第六(三)の表の備考2(4)の改正規定並びに附則第三条、第四条第三項、第六条第二項及び第三項、第七条、第十条第二項、第五項及び第七項並びに第十一条の規定 令和七年十月一日

- 二 第一条第一項の改正規定、第四十七条第三項の改正規定（同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十三号の次に一号を加える部分に限る。）、第四十八条第一項第四号の改正規定、第七十三条第一項第三号及び第四号の改正規定、同項第五号の改正規定（「又は第五項」を「から第六項まで」に改める部分を除く。）、第七十三条の二第二項第二号の改正規定、第七十四条第一項の改正規定、第七十七条の改正規定、第七十七条の四第一項第三号の改正規定、同項第四号の改正規定、同項第五号の改正規定（「又は第五項」を「から第六項まで」に改める部分を除く。）、第九十四条の改正規定、第九十四条の二第一項第七号の改正規定、別表第五(三)の表の備考2(6)(イ)及び(ロ)の改正規定、別表第六(二)の改正規定並びに別表第六(三)の改正規定（同表の備考2(4)に係る部分を除く。）、並びに附則第四条第一項及び第二項、第五条、第六条第一項、第八条、第九条並びに第十条第三項及び第四項の規定 令和八年一月一日
- 三 第九十条の二第一項第二号の改正規定 令和八年四月一日

四 第四十七条の二第十四項の改正規定、同項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に一項を加える改正規定、第四十七条の三の改正規定、第四十七条の四の改正規定及び第六十八条の改正規定 令和九年一月一日

五 第四十七条の二第十三項第八号の改正規定及び別表第三(五)の表の備考5の改正規定 医療法等の一部を改正する法律(令和七年法律第号) 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

(減価償却資産の償却の方法に関する経過措置)

第二条 所得税法施行令等の一部を改正する政令(令和七年内政令第百二十号。以下「改正令」という。) 附則第七条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 改正令附則第七条第三項に規定する届出書を提出する者の氏名及び住所(国内に住所がない場合には、居所)
- 二 改正令附則第七条第二項に規定する経過リース期間定額法を採用しようとする年において有する同項に規定する経過リース資産の同条第三項に規定する資産の種類ごとの同条第二項に規定する改定取得価額の合計額
- 三 その他参考となるべき事項

(確定申告書の記載事項に関する経過措置)

第三条 改正後の所得税法施行規則(以下「新規則」という。) 第四十七条第一項、第二項及び第三項(第二十一号に係る部分に限る。)並びに第四十八条第二項の規定は、令和七年十二月一日以後に同年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和六年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2

令和七年十二月一日から同年十二月三十一日までの間における新規則第四十七条及び第四十八条の規定の適用については、新規則第四十七条第一項中「基礎並びに」とあるのは「基礎及び」と、「及び第二十四号に掲げる」とあるのは「に掲げる」と、新規則第四十八条第二項中「及び第二十四号に掲げる」とあるのは「に掲げる」とする。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第四条 新規則第七十三条第一項の規定は、令和八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第八十三条第一項に規定する給与等（以下この項及び次項において「給与等」という。）について提出する同法第九十四条第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与等について提出した同項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書については、なお従前の例による。

2 新規則第七十四条第一項の規定は、令和八年一月一日以後に支払を受けるべき給与等について提出する所得税法第九十五条第六項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与等について提出した同項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書については、なお従前の例による。

3 令和七年十二月一日から同年十二月三十一日までの間における新規則第七十三条の規定の適用については、同条第一項第五号中「第四項から第六項まで」とあるのは、「第四項又は第六項」とする。

（退職所得の受給に関する申告書の記載事項等に関する経過措置）

第五条 新規則第七十七条第六項ただし書の規定は、令和八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第九十九条に規定する退職手当等について受理する同法第二百三条第六項に規定する退職所得の受給に関する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき同法第九十九条に規定する退職手当等について受理する同項に規定する退職所得の受給に関する申告書については、なお従前の例による。

（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第六条 新規則第七十七条の四第一項の規定は、令和八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等（以下この項及び第三項において「公的年金等」という。）について提出する同法第二百三条の六第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した同項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書については、なお従前の例による。

2 令和七年十二月一日から同年十二月三十一日までの間における新規則第七十七条の四の規定の適用については、同条第一項第五号中「第四項から

第六項まで」とあるのは、「第四項又は第六項」とする。

3 | 改正令附則第十二条第二項第八号に規定する財務省令で定める公的年金等は、次に掲げる公的年金等とする。

一 | 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金が支給する同法附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付である公的年金等

二 | 総務大臣が外国人（日本国政府又はその機関との契約に基づき勤務した外国人が退職した場合におけるその勤務した期間が十七年以上であり、かつ、その勤務した期間における功績が顕著であると総務大臣が認めた当該外国人に限る。）に支給する終身の年金である公的年金等

（給与等の源泉徴収票に関する経過措置）

第七条 新規則第九十三条第一項の規定は、令和七年中に支払うべき所得税法第二百二十六条第一項に規定する給与等でその最後に支払をする日が同年十二月一日以後であるものについて適用し、同年中に支払うべき同項に規定する給与等でその最後に支払をする日が同年十二月一日前であるものについては、なお従前の例による。

2 | 令和七年十二月一日から同年十二月三十一日までの間における新規則第九十三条の規定の適用については、同条第一項第六号イ(1)(ii)中「又は特定親族（）」とあるのは「又は」と、「特定親族をいう。第八号において同じ。」（当該給与等が法第九十条の規定の適用を受けていないものである場合には、源泉控除対象親族。」とあるのは「特定親族（）」と、同号ロ中「源泉控除対象親族」とあるのは「控除対象扶養親族」と、同項第八号中「特定親族を」とあるのは「法第八十四条の二第一項に規定する特定親族を」とする。

（退職手当等の源泉徴収票に関する経過措置）

第八条 新規則第九十四条の規定は、令和八年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百二十六条第二項に規定する退職手当等について適用し、同日前に支払うべき同項に規定する退職手当等については、なお従前の例による。

（公的年金等の源泉徴収票に関する経過措置）

第九条 新規則第九十四条の二第一項の規定は、令和八年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百二十六条第三項に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき同項に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

（書式に関する経過措置）

第十条 新規則別表第五(イ)に定める書式は、この省令の施行の日以後に所得税法第二百二十五条第一項の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、同日前に同項の規定により提出した同項に規定する調書については、なお従前の例による。

2 新規則別表第六(一)に定める書式は、令和七年中に支払うべき所得税法第二百二十六条第一項に規定する給与等でその最後に支払をする日が同年十二月一日以後であるものについて同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票について適用し、同年中に支払うべき同項に規定する給与等でその最後に支払をする日が同年十二月一日前であるものについて同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第一項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

3 新規則別表第六(二)に定める書式は、令和八年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百二十六条第二項に規定する退職手当等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第二項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に支払うべき同項に規定する退職手当等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第二項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

4 新規則別表第六(三)（同表の備考2(4)に係る部分を除く。）に定める書式は、令和八年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百二十六条第三項に規定する公的年金等（以下この項及び次項において「公的年金等」という。）について同条第三項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第三項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に支払うべき公的年金等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第三

項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

5| 新規則別表第六(三)(同表の備考2(4)に係る部分に限る。)に定める書式は、令和七年中に支払うべき公的年金等でその最後に支払をする日が同年十二月一日以後であるものについて所得税法第二百二十六条第三項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第三項に規定する源泉徴収票について適用し、同年中に支払うべき公的年金等でその最後に支払をする日が同年十二月一日前であるものについて同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第三項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

6| 前各項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める調書又は源泉徴収票に、新規則別表第五(イ)及び別表第六(一)から別表第六(三)までに準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

7| 令和七年十二月一日から同年十二月三十一日までの間における新規則別表第六(一)に定める書式の適用については、同表の備考2(9)(二)中「特定親族(当該給与等が法第190条の規定の適用を受けていないものである場合には、源泉控除対象親族で法第2条第1項第30号に規定する合計所得金額又はその見積額が58万円を超える者)」とあるのは「特定親族」と、同表の備考2(9)中「源泉控除対象親族」とあるのは「控除対象扶養親族」と、同表の備考2(四)中「その年中」とあるのは「、その年中」と、「こととし、租税特別措置法第41条の15の5第1項の規定の適用がある場合には、「摘要」の欄にその旨を記載すること」とあるのは「こと」と、同表の備考2(五)中「、法第84条の2第1項」とあるのは「又は法第84条の2第1項」と、「又は源泉控除対象親族の氏名」とあるのは「の氏名」と、「、特定親族又は源泉控除対象親族」とあるのは「又は特定親族」と、同表の備考2(8)(三)中「源泉控除対象親族」とあるのは「控除対象扶養親族」とする。

(所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第十一条 所得税法施行規則の一部を改正する省令(平成十八年財務省令第十八号)の一部を次のように改正する。

附 則

附 則

(地震保険料控除に関する経過措置)

第五条 改正法附則第十条第二項(地震保険料控除に関する経過措置)の規定の適用がある場合における新規則の規定の適用については、新規則第四十七条の二第二項(生命保険料控除に関する証明事項等)中「法第七十七条第一項(地震保険料控除)」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号。以下「平成十八年改正法」という。)附則第十条第二項第一号(地震保険料控除に関する経過措置)と、**「地震保険料に係る同条第二項に規定する損害保険契約等」とあるのは「地震保険料等に係る同号に規定する損害保険契約等又は同項に規定する長期損害保険契約等」と、「当該損害保険契約等」とあるのは「当該損害保険契約等又は長期損害保険契約等」と、「同条第一項に規定する地震保険料」とあるのは「同号に規定する地震保険料等」と、新規則第四十七条の五第一項(還付等を受けるための申告書の記載事項の特例)中「第七十七条まで」とあるのは「第七十七条(平成十八年改正法附則第十条第二項(地震保険料控除に関する経過措置)の規定により適用される場合を含む。)**まで」と、「同項」とあるのは「法第二百一十二条第一項」と、同条第二項中「第七十七条まで」とあるのは「第七十七条(平成十八年改正法附則第十条第二項の規定により適用される場合を含む。)まで」と、新規則第七十五条第九号(給与所得者の保険料控除申告書の記載事項)中「法第七十七条第一項(地震保険料控除)」に規定する地震保険料(以下この号において「地震保険料」という。)とあるのは「平成十八年改正法附則第十条第二項第一号(地震保険料控除に関する経過措置)に規定する地震保険料等」と、「次に掲げる事項」とあるのは「同号に規定する地震保険料及び旧長期損害保険料別の次に掲げる事項」と、同号ハ中「地震保険料」とあるのは「当該地震保険料」と、「又は共済金の額」とあるのは「若しくは共済金の額又は当該旧長期損害保険料に係る保険金の額、年金額若しくは共済金の額」と、同号ホ中「地震保険料」とあるのは「当該地震保険料の金額又は当該旧長期損害保険料」と、新規則第七十六条第六項(保険料控除申告書に関する書類の提出又は提示により証明する事項)中「地震保険料に係る法第七十七条第二項(地震保険料控除)に規定する損害保険契約等」とあるのは「地震保険料等に係る平成十八年改正法附則第十条第二項第一号(地震保険料控除に関する経過措置)に規定する損害保険契約等

(地震保険料控除に関する経過措置)

第五条 改正法附則第十条第二項(地震保険料控除に関する経過措置)の規定の適用がある場合における新規則の規定の適用については、新規則第四十七条の二第二項(生命保険料控除に関する証明事項等)中「法第七十七条第一項(地震保険料控除)」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号。以下「平成十八年改正法」という。)附則第十条第二項第一号(地震保険料控除に関する経過措置)と、**「地震保険料に係る同条第二項に規定する損害保険契約等」とあるのは「地震保険料等に係る同号に規定する損害保険契約等又は同項に規定する長期損害保険契約等」と、「当該損害保険契約等」とあるのは「当該損害保険契約等又は長期損害保険契約等」と、「同条第一項に規定する地震保険料」とあるのは「同号に規定する地震保険料等」と、新規則第四十七条の五第一項(還付等を受けるための申告書の記載事項の特例)中「第七十七条まで」とあるのは「第七十七条(平成十八年改正法附則第十条第二項(地震保険料控除に関する経過措置)の規定により適用される場合を含む。)**まで」と、「同項」とあるのは「法第二百一十二条第一項」と、同条第二項中「第七十七条まで」とあるのは「第七十七条(平成十八年改正法附則第十条第二項の規定により適用される場合を含む。)まで」と、新規則第七十五条第九号(給与所得者の保険料控除申告書の記載事項)中「法第七十七条第一項(地震保険料控除)」に規定する地震保険料(以下この号において「地震保険料」という。)とあるのは「平成十八年改正法附則第十条第二項第一号(地震保険料控除に関する経過措置)に規定する地震保険料等」と、「次に掲げる事項」とあるのは「同号に規定する地震保険料及び旧長期損害保険料別の次に掲げる事項」と、同号ハ中「地震保険料」とあるのは「当該地震保険料」と、「又は共済金の額」とあるのは「若しくは共済金の額又は当該旧長期損害保険料に係る保険金の額、年金額若しくは共済金の額」と、同号ホ中「地震保険料」とあるのは「当該地震保険料の金額又は当該旧長期損害保険料」と、新規則第七十六条第六項(保険料控除申告書に関する書類の提出又は提示により証明する事項)中「地震保険料に係る法第七十七条第二項(地震保険料控除)に規定する損害保険契約等」とあるのは「地震保険料等に係る平成十八年改正法附則第十条第二項第一号(地震保険料控除に関する経過措置)に規定する損害保険契約等又は同

又は同項に規定する長期損害保険契約等」と、「当該損害保険契約等」とあるのは「当該損害保険契約等又は長期損害保険契約等」と、「同条第一項に規定する地震保険料」とあるのは「同号に規定する地震保険料等」と、新規則第九十三条第一項第九号（給与等の源泉徴収票）中「地震保険料」とあるのは「地震保険料等」と、「第七十七条まで」とあるのは「第七十七条（平成十八年改正法附則第十条第二項（地震保険料控除に関する経過措置）の規定により適用される場合を含む。）まで」とする。

第十二条 所得税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項中「退職手当等の源泉徴収票」を「源泉徴収票」に改める。

第九十五条の二の次に次の一条を加える。

（源泉徴収票の提出の特例）

第九十五条の三 法第二百二十六条第六項（源泉徴収票）に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる報告書の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

- 一 法第二百二十六条第六項第一号に掲げる報告書 第九十三条第一項第一号イ（給与等の源泉徴収票）に定める事項、同項第二号から第五号までに掲げる事項、同項第六号イ(1)に定める事項、同号ロ及びハに掲げる事項、同項第七号から第十一号までに掲げる事項並びに同項第十三号に掲げる事項

- 二 法第二百二十六条第六項第二号に掲げる報告書 第九十四条の二第二項第一号イ（公的年金等の源泉徴収票）に定める事項、同項第二号から第六号までに掲げる事項、同項第七号イ(1)に定める事項、同号ロ及びハに掲げる事項並びに同項第九号に掲げる事項

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号

項に規定する長期損害保険契約等」と、「当該損害保険契約等」とあるのは「当該損害保険契約等又は長期損害保険契約等」と、「同条第一項に規定する地震保険料」とあるのは「同号に規定する地震保険料等」と、新規則第九十三条第一項第八号（給与等の源泉徴収票）中「地震保険料」とあるのは「地震保険料等」と、「第七十七条まで」とあるのは「第七十七条（平成十八年改正法附則第十条第二項（地震保険料控除に関する経過措置）の規定により適用される場合を含む。）まで」とする。

第九十四条第一項中「退職手当等の源泉徴収票」を「源泉徴収票」に改め、同条第二項中「前条第二項第二号に規定する役員」を「役員（相談役、顧問その他これらに類する者を含む。）」に改める。

第九十五条の二の次に次の一条を加える。

（源泉徴収票の提出の特例）

第九十五条の三 法第二百二十六条第六項（源泉徴収票）に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる報告書の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

- 一 法第二百二十六条第六項第一号に掲げる報告書 第九十三条第一項第一号イ（給与等の源泉徴収票）に定める事項、同項第二号から第五号までに掲げる事項、同項第六号イ(1)に定める事項、同号ロ及びハに掲げる事項、同項第七号から第十号までに掲げる事項並びに同項第十二号に掲げる事項

- 二 法第二百二十六条第六項第二号に掲げる報告書 第九十四条の二第二項第一号イ（公的年金等の源泉徴収票）に定める事項、同項第二号から第六号までに掲げる事項、同項第七号イ(1)に定める事項、同号ロ及びハに掲げる事項並びに同項第九号に掲げる事項

附 則

（施行期日）

第一条 同上

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一〇四 省 略

五 第三十六条の四第一項の改正規定、第五十五条の改正規定、第七十八條の改正規定、第九十三条第一項第二号の改正規定（「及び次項第三号」を削る部分に限る。）、同条第二項の改正規定、第九十四条の二の改正規定、第九十五条の二の次に一条を加える改正規定及び第十九条の改正規定並びに次条並びに附則第五条、第九条から第十一條まで及び第十四条の規定 令和九年一月一日

六・七 省 略

一〇四 同 上

五 第三十六条の四第一項の改正規定、第五十五条の改正規定、第七十八條の改正規定、第九十三条第一項第二号の改正規定（「及び次項第三号」を削る部分に限る。）、同条第二項の改正規定、第九十四条の二の改正規定、第九十四条の二の次に一条を加える改正規定及び第九十九条の改正規定並びに次条並びに附則第五条、第九条から第十一條まで及び第十四条の規定 令和九年一月一日

六・七 同 上